はじめに

「第３次焼津市障害者計画」を平成 25 年３月に策定し、誰もが、生まれ育った本市で、共に支え、認め合い、安心して暮らすことのできるまちを目指してきました。

本計画の期間中において、障害者総合支援法の施行をはじめ、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行など、制度改正や法整備が相次いで行われ、わが国における障害のある人をとりまく環境は大きく変化しました。

昨年の夏、福祉の先進国であるデンマークの障害者と健常者が共に学ぶ成人学校の生徒たちが、サマーキャンプを焼津で行い、デンマーク人の障害者が、「何日か滞在しているのに、僕たちのような障害者を街なかで見かけないのは、なぜ？」と聞かれ、衝撃を受けました。彼らは終始楽しそうで、障害をハンディキャップと思ってもいなく、支援者も彼らを対等な立場でサポートをしている様子を見て、この FLAT な関係は本市の福祉に活かせるのではないかと感じました。

このような背景や経験を生かし、国の新たな障害者基本計画をふまえ、本市を取り巻く現状を様々な角度から精査し、これからの市の障害福祉施策を体系的に推進していくため、将来像を「全ての人が共に理解し、支え合い、自分らしく暮らせるまち」とし、この度、第４次焼津市障害計画を策定いたしました。

本計画は、多様化、専門化が進む障害福祉ニーズに対し、分野横断的かつきめ細やかに取り組む市の姿勢を反映させたものとなっております。また、福祉施策が「支え手」「受け手」に分かれることなく、市民も行政もそれぞれの役割を持ち、寄り添いながら進められることをイメージし、「フラッとピタッとやいづプラン」という愛称といたしました。

今後も、関係機関や協力団体等と連携しながら、障害のある人もない人も互いの考えや想いを、自然体で理解し合えるまちづくりを進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた焼津市障害者計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に深く 感謝申し上げます。

平成 30 年３月

焼津市長　中野弘道

目　次

第１章　基本的な考え方 1
１　計画策定の背景と趣旨 3
２　国の動向 4
３　計画の位置づけ 6
４　計画の期間 7
５　計画の対象 7
６　計画策定に当たっての調査について 7
第２章　障害のある人の現状・課題 9
１　統計データでみる現状 11
２　アンケート調査結果からみる現状 21
３　関係団体へのヒアリング結果からみる現状 29
４　障害福祉サービス事業所の支援の現状把握 32
５　相談支援事業所の支援の現状把握 34
６　調査分野ごとの課題の抽出 36
第３章　計画の基本理念 43
１　将来像及び計画の基本理念 45
２　計画の施策体系の設定 46
第４章　施策の推進 53
基本方針１　相互理解 55
基本方針２　交流の促進 58
基本方針３　療育・保育・教育の推進 62
基本方針４　生活の安定と自立の支援 66
基本方針５　福祉サービスの充実と医療との連携 69
基本方針６　生活環境の整備 75
基本方針７　防災・災害対策の整備 78
第５章　計画の推進体制 81
１　庁内連携体制の強化 83
２　地域における各関係機関・団体、企業との連携 83
３　焼津市障害者自立支援ネットワークの充実 83
４　県、近隣市町との連携 83
５　計画の進捗管理 84
資 料 編 87
１　計画策定の経緯 89
２　障害者自立支援ネットワーク委員名簿 90
３　第４次焼津市障害者計画策定庁内幹事会委員名簿 91
４　用語解説 92

●用語解説について

　計画書中に出てくる用語の内、「 ※ 」がついているものについては、資料編で用語解説を付けています。

第1章　基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

障害者計画とは、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるために策定するものです。障害者計画で定めた指針に基づき、具体的な実施計画の位置付けである障害福祉計画において、障害福祉サービス※の見込み等を示します。

焼津市（以下、「本市」という。）では、平成 25 年３月に「第３次焼津市障害者計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、障害のある人もない人も、地域の中でともに支え合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現をめざすこととしました。

我が国では、平成 21 年に障害者制度改革推進本部を設置しました。その後、平成 23 年に「障害者基本法」の改正、平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法※）」の施行、平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法※）」の施行、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法※）」の制定（施行は平成 28 年）等、様々な国内の法律や制度の改革を進め、平成 26 年に「障害者権利条約※」が批准され、条約の理念に基づいた障害者施策を推進することとなりました。

また、平成 30 年には「障害者総合支援法※」及び「児童福祉法」の一部改正が施行され、障害のある人が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用促進、また、障害のある児童の多様化するニーズへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行う趣旨が示されました。

さらに国では、障害者基本法第 11 条第１項を根拠法として、平成 30 年３月に障害者基本計画（第４次）を策定し、障害者基本条約における考え方を基本理念として設定するとともに、計画の各分野に横断的に必要な６つの視点を設定しました。

本市においても、前回計画の計画期間終了に当たり、こうした制度改正や法整備に対応し、計画の更新を図る必要があります。一方、本市を取り巻く状況や課題、既存の取り組みの進捗等を把握した上で、本市の障害者施策をさらに推進していくことが重要です。以上を踏まえ、本市で進めるべき障害者施策の方向性や目標を示した「第４次焼津市障害者計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 国の動向

（１）障害者施策に関わる主な関連法令・計画策定の動向

本計画においては、近年の法律、制度や計画（案）等を新たに踏まえて策定します。

■国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
平成25年	「障害者総合支援法※」施行	障害者自立支援法を改称し、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念の設定
	「障害者優先調達推進法※」施行	公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進
	『障害者基本計画（第3次）』運用開始【計画期間：平成25～29年度】	
平成26年	改正「精神保健福祉法」施行	保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件が変更。また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに追加。
	「障害者権利条約※」批准	「障害者権利条約※」の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成26年２月19日より国内において効力を生じる
平成27年	「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
平成28年	「障害者差別解消法※」施行	障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮※の不提供の禁止等の明記
	改正「障害者雇用促進法」施行	雇用の分野における差別的取扱いの禁止や合理的配慮※の提供の義務化、また、精神障害者を法定雇用率※の算定基礎に追加し、法定雇用率※の引き上げ
	改正「発達障害者支援法」施行	障害者権利条約※の批准を受け、「発達障害者の支援は、社会的障壁を除去することを目的とする」など、７つのポイントを規定
	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度※の基本理念を定め、利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
平成30年	改正「障害者総合支援法※」一部施行	●巡回訪問等による相談・助言等を行う「自立生活援助」を新設し、地域生活支援を強化 ●就業後の相談・助言等に応じる「就労定着支援※」を新設し、就労支援を強化 ●障害者の高齢化に対応するため、介護保険サービスへの移行に伴う費用負担の軽減措置を開始
	改正「児童福祉法」一部施行	●障害児へのサービス提供体制を構築するため、都道府県・市町村は新たに障害児福祉計画を策定 ●障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」を新設 ●医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進
	『障害者基本計画」（第4次）』運用開始【計画期間：平成30～34年度】	

（２）障害者総合支援法※及び児童福祉法の改正のポイント

「障害者総合支援法※」は、施行後３年を目途に障害福祉サービス※の在り方等について検討され、見直しが行われました。また、あわせて「児童福祉法」も改正され、障害児福祉計画の策定義務化、障害のある子どもへの多様な支援ニーズへの対応等が求められています。

■障害者総合支援法※及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

⑴ 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
⑵ 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援※）
⑶ 重度訪問介護※について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
⑷ 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービス※を利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービス※に相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

⑴ 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
⑵ 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
⑶ 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
⑷ 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

⑴ 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
⑵ 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第３項を法的な根拠として策定し、焼津市の障害者施策の基本的な方向性や目標を示すためのものです。

本計画は、「第６次焼津市総合計画」を上位計画として内容の整合を図るとともに、福祉分野の計画等、市の関連計画も、策定に当たっての参考とします。また、平成 30 年度よりスタートする「第５期焼津市障害福祉計画」「第１期焼津市障害児福祉計画」における障害福祉サービス※の目標量やサービスの確保方策等を踏まえ、計画の策定を進めます。

また、国の障害者基本計画（第４次）及び静岡県の「ふじのくに障害者しあわせプラン（第４次静岡県障害者計画）」との整合を図ります。

■計画の関連イメージ

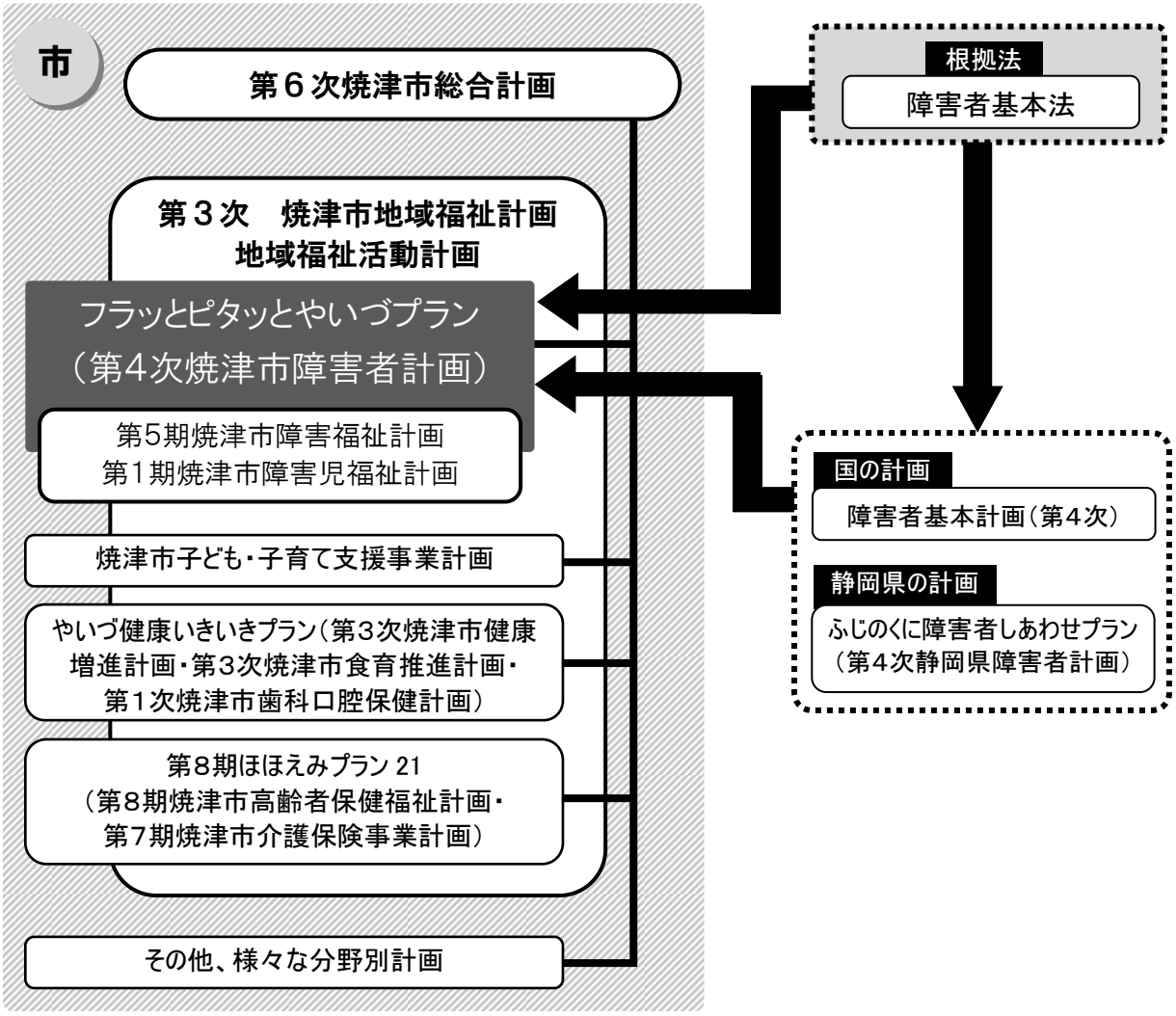

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度を初年度とし、平成 35 年度までの６年間とします。ただし、国の法改正等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、上位計画である「第６次焼津市総合計画」は４年ごとに見直しを行うため、本計画の内容も、総合計画の前期計画の見直し等に合わせて変更となる可能性があります。

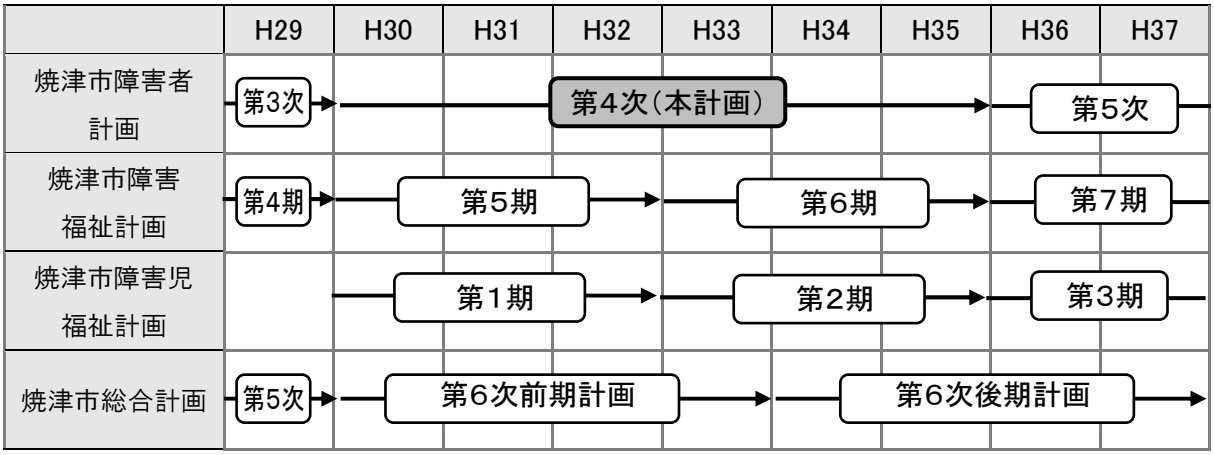

5 計画の対象

本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障害のある人」「障害のある子ども」とは、障害者基本法第２条に定める通り、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害※を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とします。さらに、高次脳機能障害※や難病などに起因する障害のある者も含みます。

6 計画策定に当たっての調査について

本計画の策定に当たって、統計データの分析や市民へのアンケート、関係団体等への聞き取り調査等、各種調査を実施しました。これらの調査から出た様々な意見は、本市が取り組むべき施策を洗い出せるよう、第２章において「権利擁護」「差別解消」「障害児支援」「雇用・就労」「社会参加・地域交流」「防災対策」の６つの分野に振り分けて整理しました。

また、国の動向や本市の障害者を取り巻く動きについても、同じく６つの分野に振り分けて整理しました。

第2章　障害のある人の現状・課題

1 統計データでみる現状

（1）人口の状況

本市の総人口は、平成 29 年の 140,861 人から、今後減少し続けると推計されており、本計画期間の最終年である平成 35 年には 133,520 人と、７千人以上の人口が減少することが見込まれています。

また、65 歳以上の高齢者人口をみると、65～74 歳の前期高齢者が微減傾向で推移する一方で、75 歳以上の後期高齢者は増加傾向で推移していくと推計されています。

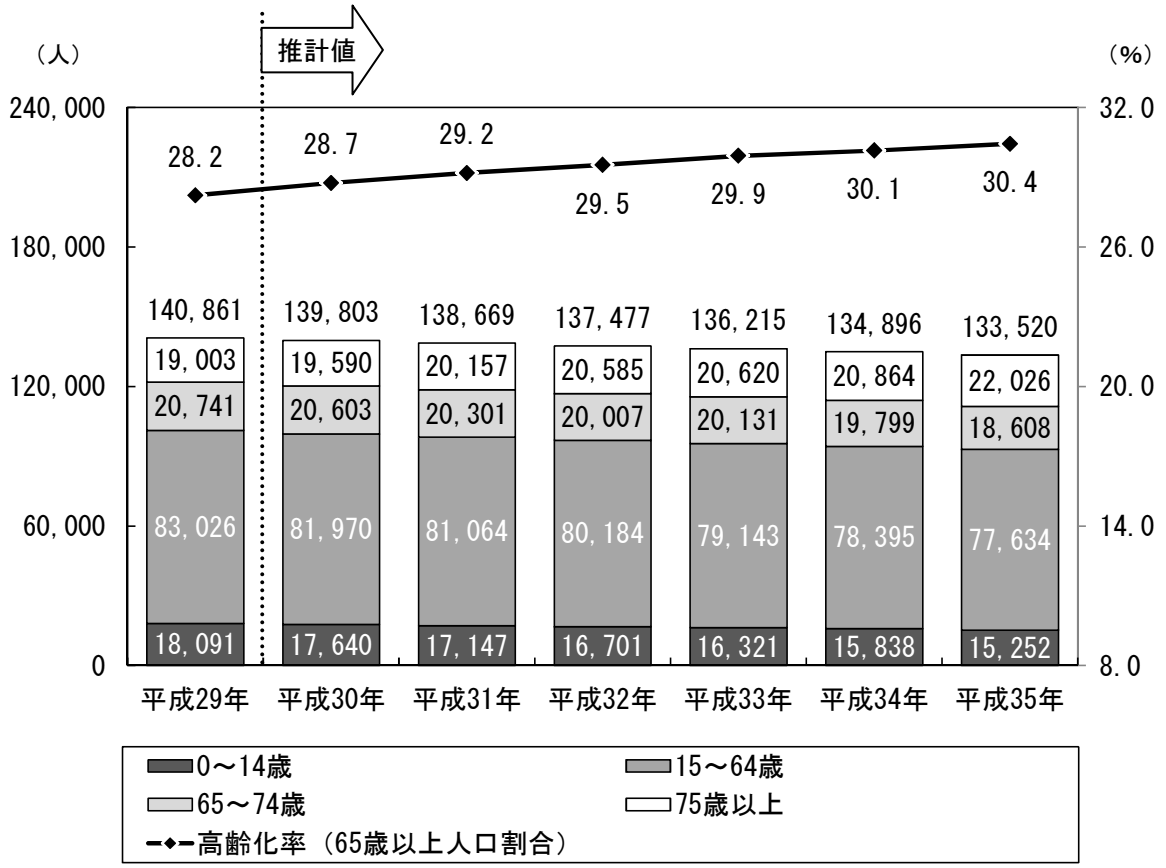

※平成 30 年以降の人口推計値は、平成 25～29 年の人口をコーホート変化率法で計算して算出した。

資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 現在）

【参考】人口の推移（平成 24 年～平成 28 年）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
0～14歳	19,815	19,822	19,358	18,894	18,511
15～64歳	88,691	88,806	87,102	85,329	83,959
65～74歳	17,892	18,953	19,842	20,587	20,779
75歳以上	16,373	16,962	17,262	17,643	18,361
合計	142,771	144,543	143,564	142,453	141,610

資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 現在）

（２）障害者の状況

①障害者手帳所持者総数の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計は、平成24年度から平成28年度にかけて増加傾向で推移しています。近年、本市の人口は減少傾向にありますが、手帳所持者数は増加しています。

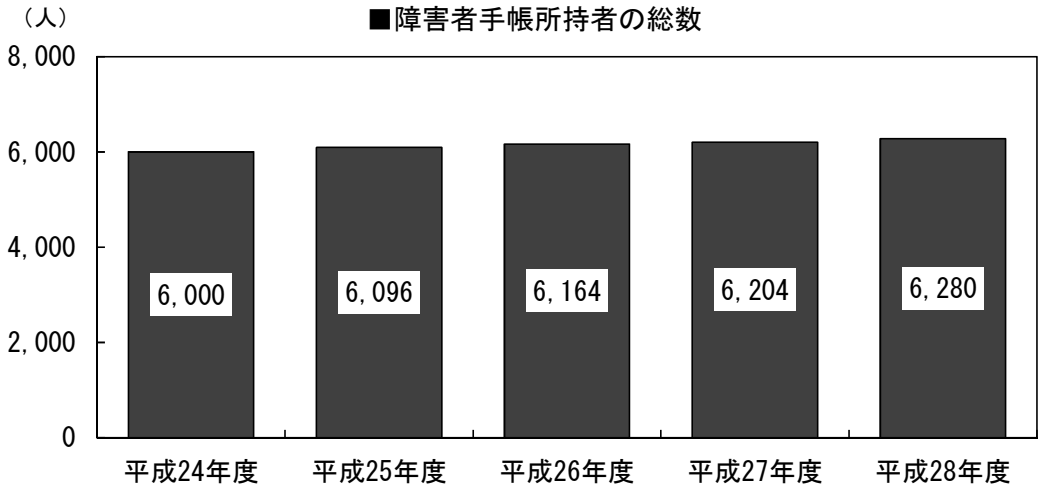

資料：地域福祉課

②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて減少傾向で推移しており、年齢別にみると 65 歳未満は減少、65 歳以上は横ばいの傾向となっています。

また、等級別にみると１級を除いて減少傾向となっており、種類別にみると内部障害を除いて減少傾向となっています。

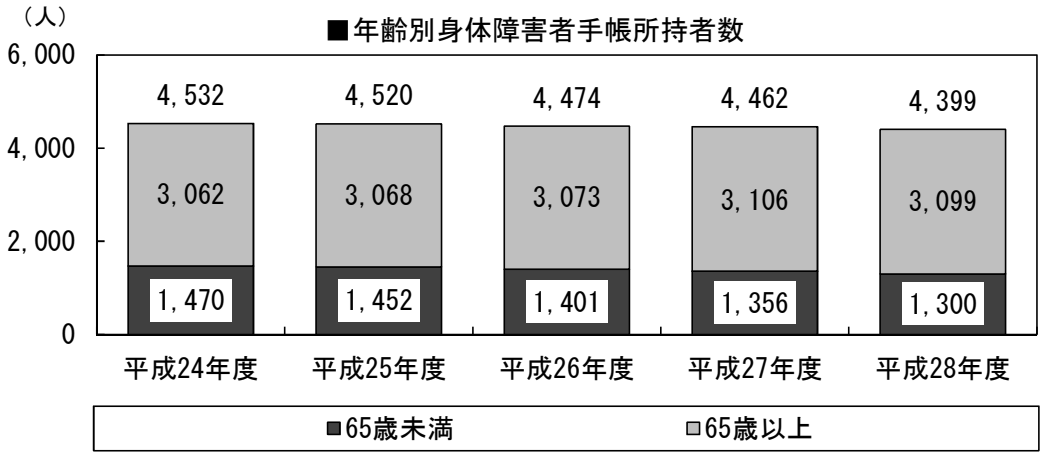

資料：地域福祉課

■等級別身体障害者手帳所持者数

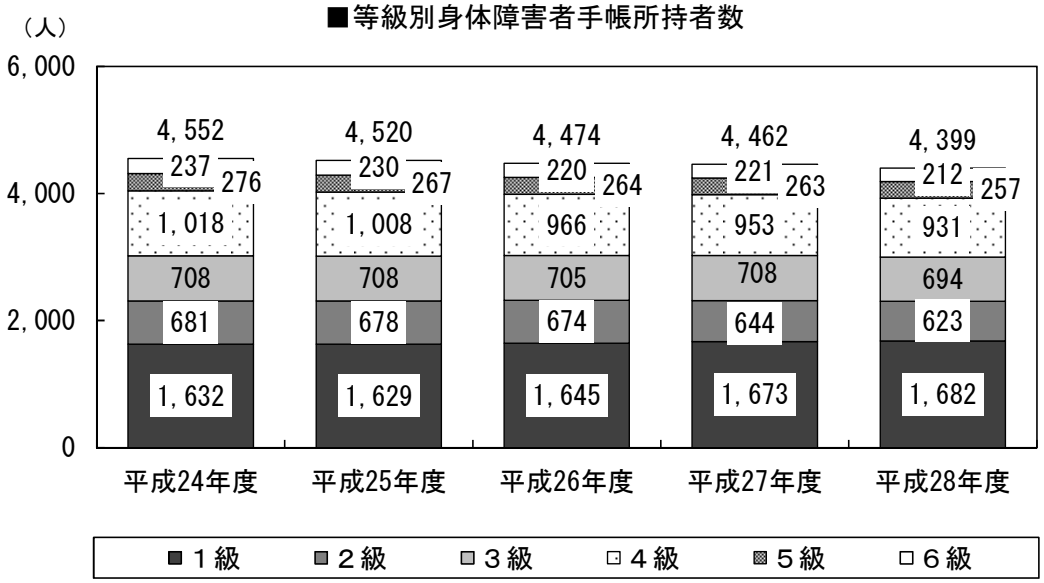

資料：地域福祉課

■種類別身体障害者手帳所持者数

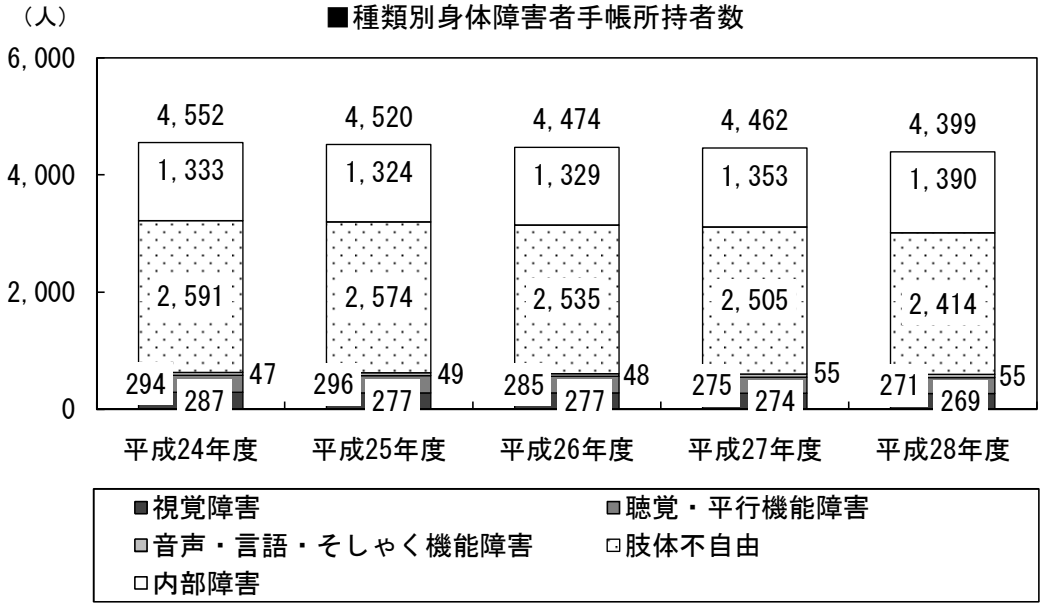

資料：地域福祉課

■人口千人当たりの身体障害者手帳所持者数比較（人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
焼津市	31.4	31.5	31.4	31.5	31.2
静岡県	33.9	34.3	－	－	33.8

注：静岡県の値について、平成 24 年度、平成 25 年度は「第４次静岡県障害者計画」を参照。また、平成 26 年度、平成 27 年度は参照できるデータがなく、平成 28 年度は「第４次静岡県障害者計画、第５期静岡県障害福祉計画及び第１期静岡県障害児福祉計画」を参照。

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、平成24年度から平成28年度にかけて増加傾向で推移しており、年齢別にみると18歳未満と18歳以上ともに増加傾向となっています。特に、18歳未満では平成24年度から平成28年度にかけて２倍に増加しており、障害のある児童が増加していることが分かります。

また、等級別にみると特にＢ判定の増加数が多くなっています。

■年齢別療育手帳所持者数

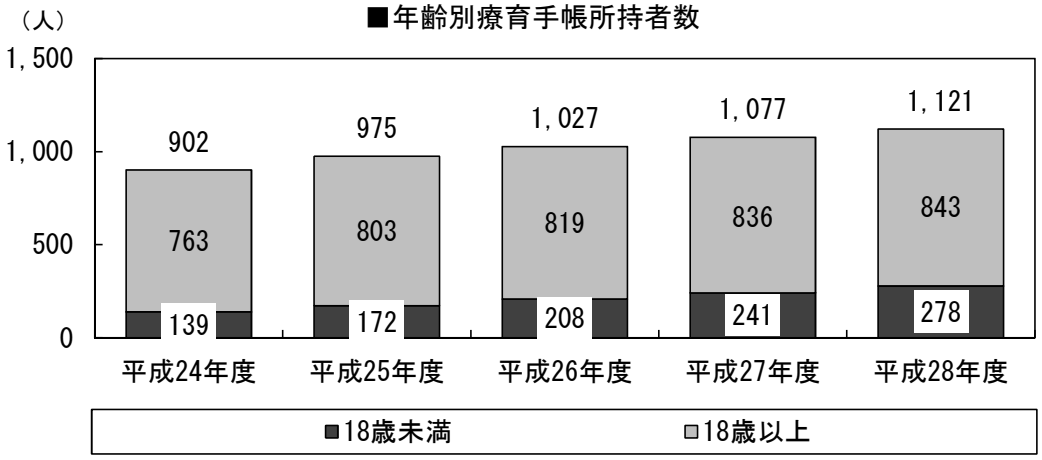

資料：地域福祉課

■等級別療育手帳所持者数

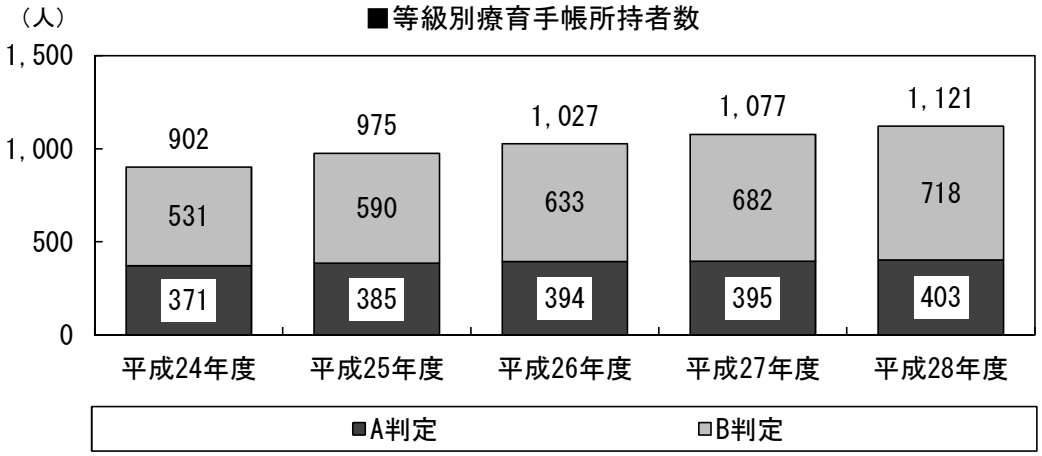

資料：地域福祉課

■人口千人当たりの療育手帳所持者数比較（人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
焼津市	6.2	6.8	7.2	7.6	8.0
静岡県	7.3	7.7	－	－	8.7

注：静岡県の値について、平成24年度、平成25年度は「第４次静岡県障害者計画」を参照。また、平成26年度、平成27年度は参照できるデータがなく、平成28年度は「第４次静岡県障害者計画、第５期静岡県障害福祉計画及び第１期静岡県障害児福祉計画」を参照。

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成24年度から平成28年度にかけて増加傾向で推移しており、年齢別にみると18歳未満はほぼ横ばい、18～64歳は増加傾向、65歳以上減少傾向となっています。

また、等級別にみると、３級から１級まで増加傾向となっています。

さらに、自立支援医療※（精神通院）受給者数も平成24年度から平成28年度にかけて増加傾向であり、また、各年度とも精神障害者保健福祉手帳所持者数の倍近い値となっています。

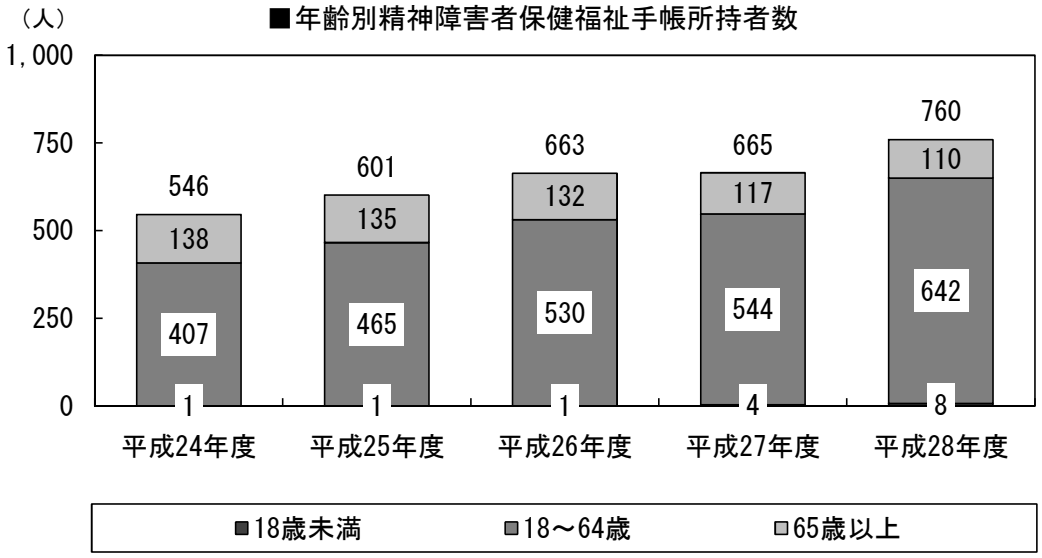

資料：地域福祉課

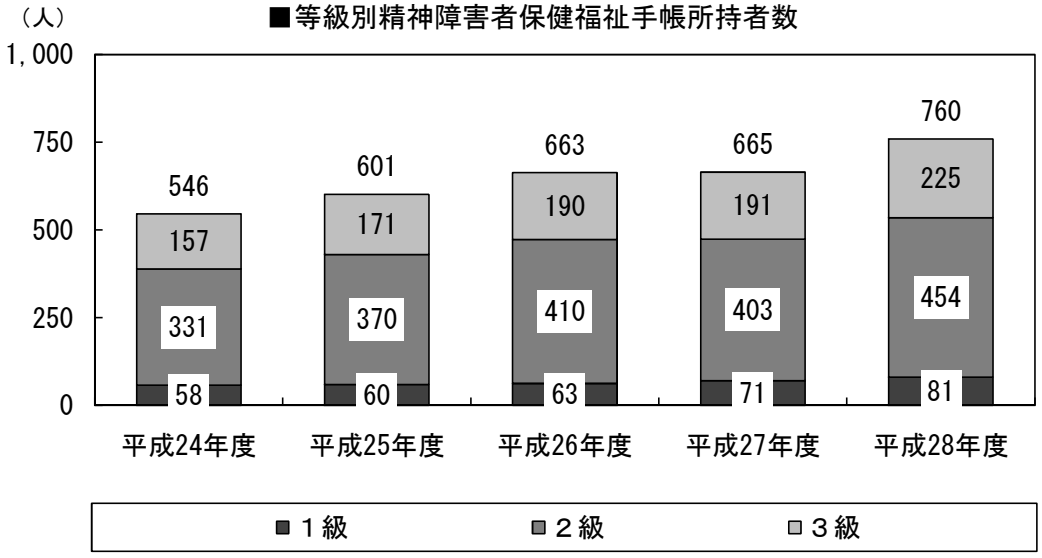

資料：地域福祉課

■精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療※（精神通院）受給者の推移比較

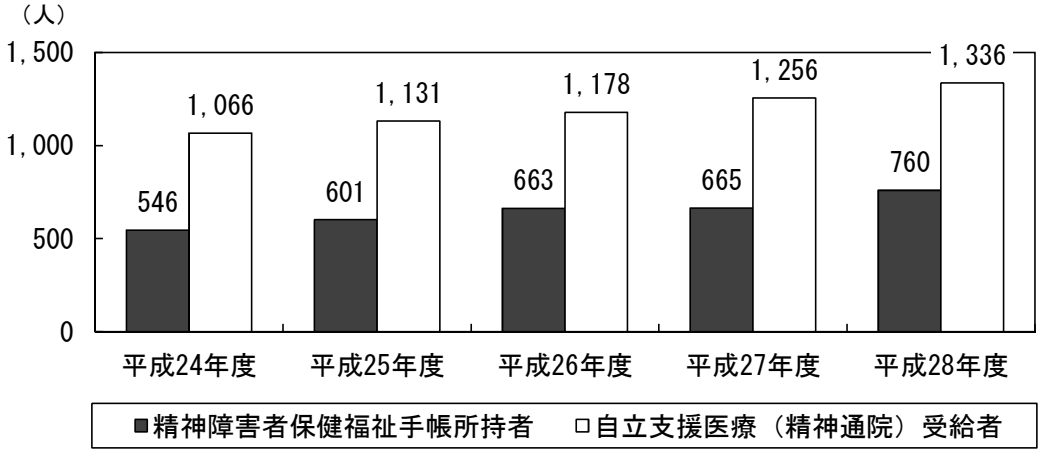

資料：地域福祉課

■人口千人当たりの精神障害者手帳所持者数比較（人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
焼津市	3.8	4.2	4.7	4.7	5.4
静岡県	4.2	4.5	－	－	－

注：静岡県の値について、平成 24 年度、平成 25 年度は「第４次静岡県障害者計画」を参照。また、平成 26 年度以降は参照できるデータがないため、記載なし。

（２）難病の状況

国や県が定める指定疾患・指定難病や小児慢性疾患（いずれも原因が不明、治療が難しい、経過が慢性的等）の患者数は、増減をしながら推移しています。

■指定疾患･指定難病及び小児慢性疾患患者数の推移

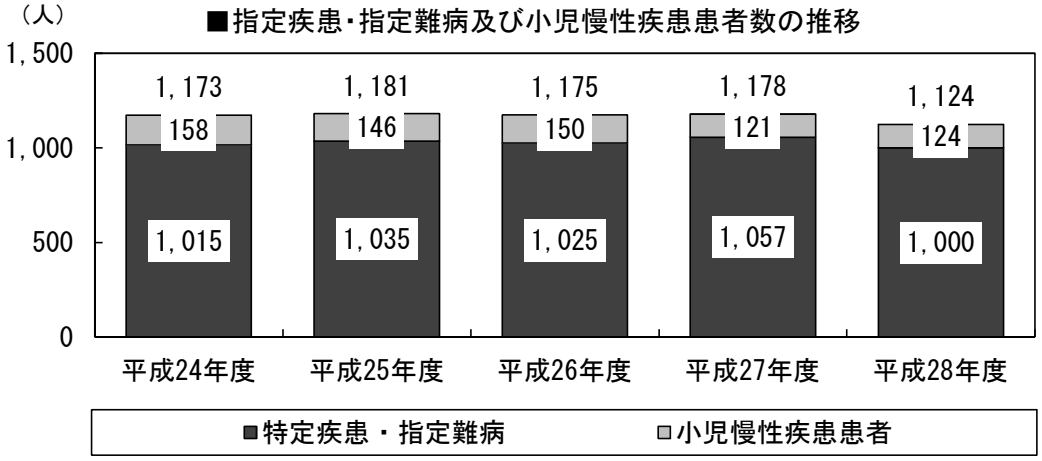

※指定疾患・指定難病について、平成 24～26 年度までは特定疾患、平成 27 年度以降は指定難病の患者数である。また、小児慢性疾患（疾病）患者について、平成 24～26 年度は慢性疾患 11 疾患群、平成 27 年度以降は、児童福祉法の改正により、慢性疾病 14 疾患分（722 疾病）の患者数である。

資料：地域福祉課

（３）障害のある幼児・児童・生徒の状況

①特別支援学級※の配置状況

市内の小学校では特別支援学級※及びことばの教室、まなびの教室が計８校、中学校では特別支援学級※が計５校に配置されています。

	知的障害学級	自閉症･情緒障害学級	肢体不自由学級	ことばの教室	まなびの教室
小学校					
焼津東	●	●			
焼津西					
焼津南				●	●
豊田	●	●			
小川	●	●			●
東益津					
大富	●	●			
和田					
港			●		
黒石					
大井川東					
大井川西	●				
大井川南	●	●		●	●
中学校					
焼津	●	●			
大村					
豊田					
小川	●	●			
東益津					
大富	●	●			
和田					
港			●		
大井川	●	●			

資料：教育委員会

②特別支援学校※の配置状況

平成 28 年５月現在、特別支援学校※に在籍している焼津市からの児童・生徒数は、幼稚部が２人、小学部が 57 人、中学部が 40 人、高等部が 83 人、合計 182 人となっています。なかでも、藤枝特別支援学校※の在籍者数が最も多く、小学部が 36 人、中学部が 29 人、高等部が 46 人、合計 111 人となっています。

学校名（所在地）	種別	幼稚部（人）	小学部（人）	中学部（人）	高等部（人）	合計（人）
藤枝特別支援学校焼津分校	知的・肢体	0	0	0	23	23
藤枝特別支援学校（藤枝市）	知的・肢体	0	36	29	46	111
吉田特別支援学校駿遠教室（島田市）	知的	0	3	1	0	4
静岡大学教育学部附属特別支援学校（静岡市葵区）	知的	0	1	0	1	2
静岡視覚特別支援学校（静岡市駿河区）	視覚	0	1	1	2	4
中央特別支援学校（静岡市葵区）	肢体・病弱	0	2	1	2	5
静岡聴覚特別支援学校（静岡市駿河区）	聴覚	2	1	0	0	3
静岡南部特別支援学校（静岡市駿河区）	肢体	0	3	2	0	5
浜松視覚特別支援学校（浜松市中区）	視覚	0	0	0	0	0
沼津聴覚特別支援学校（沼津市）	聴覚	0	0	0	1	1
吉田特別支援学校	知的	0	10	6	8	24
合　計		2	57	40	83	182

資料：教育委員会（平成 28 年 5 月現在）

③特別支援学級※及び特別支援学校※の在籍者数

特別支援学級※及び特別支援学校※の在籍者数の推移をみると、特別支援学級※では平成27年度から平成28年度にかけて在籍者が急増しており、特別支援学校※では平成26年度から平成28年度にかけて在籍者が増加しています。

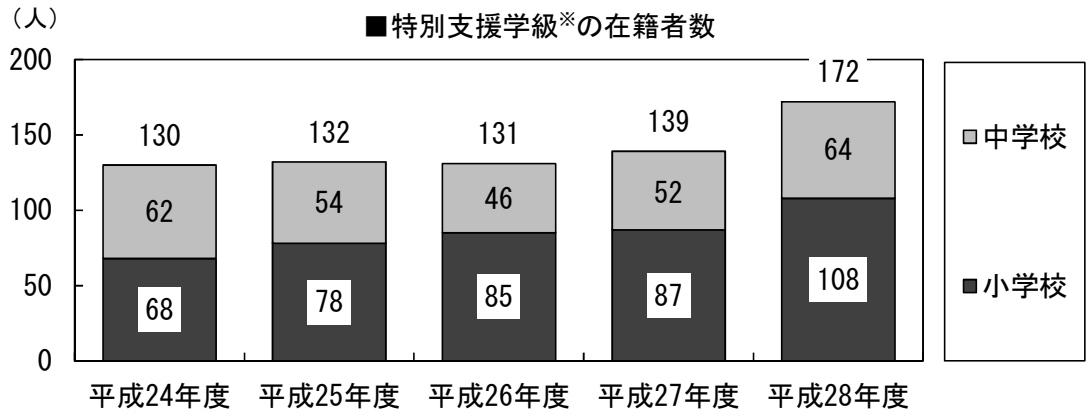

資料：教育委員会（各年５月１日現在）

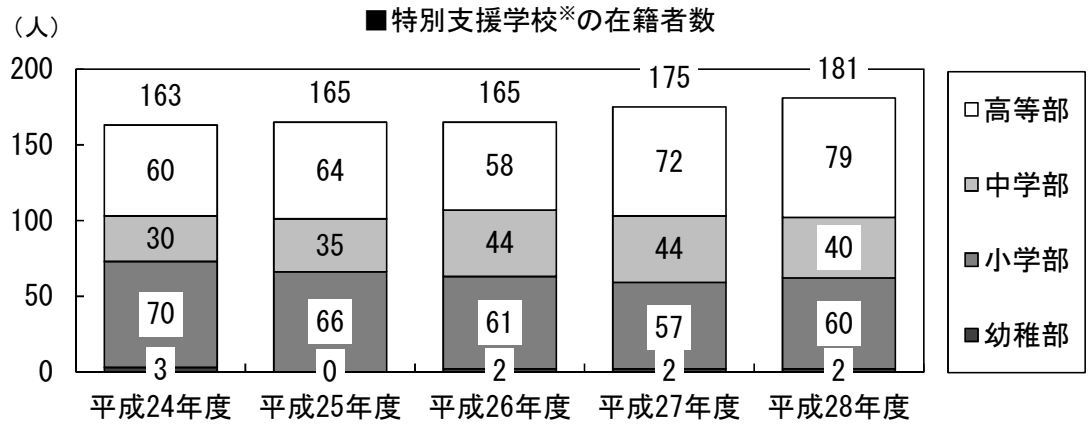

資料：教育委員会（各年５月１日現在）

④特別支援学校※卒業生の進路

藤枝特別支援学校焼津分校高等部卒業生の進路先をみると、各年度とも就職が最も多く、次いで福祉施設通所・在宅等となっており、進学、専修学校等入学、その他はみられませんでした。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
進学	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0
就職	12	7	15	14
福祉施設通所・在宅等	3	1	1	1
その他	0	0	0	0
合計	15	8	16	15

資料：藤枝特別支援学校焼津分校（各年３月 31 日現在）

（４）障害者の就労の状況

①障害のある人の求職・就職状況

障害者手帳所持者の新規求職申込件数と就職件数をみると、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて新規求職申込件数が減少しているものの、就職件数自体はほぼ横ばいで推移しているため、就職率が増加し、平成 27 年度、平成 28 年度は 50%を超えています。

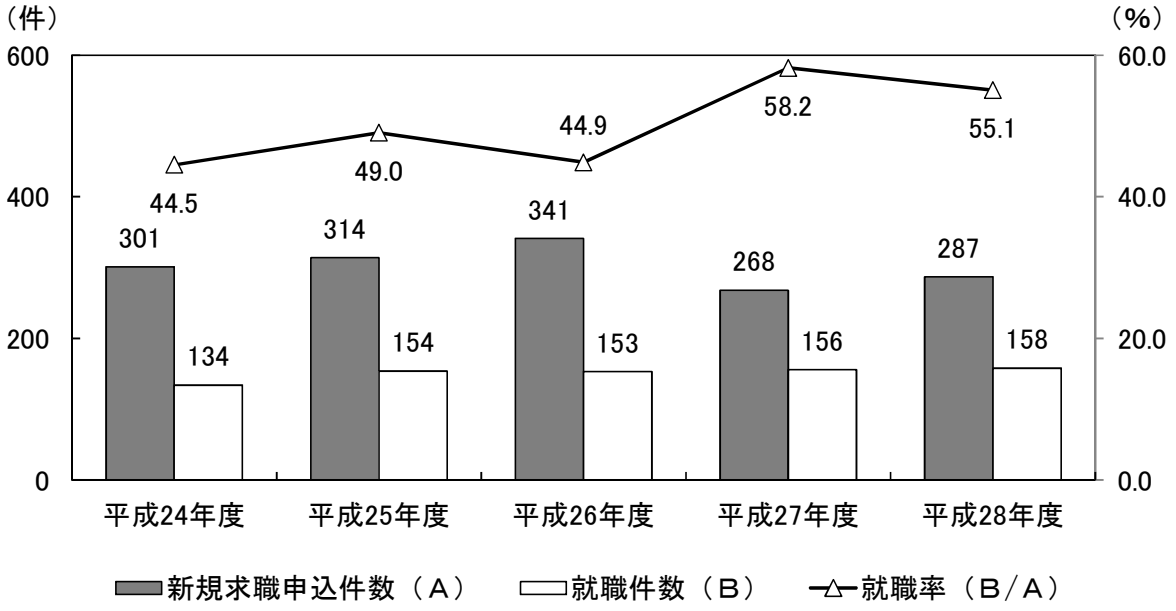

資料：ハローワーク

②障害のある人の雇用状況

焼津市の障害のある人の雇用状況をみると、一般企業では平成 28 年度時点で 1.76%となっており、法定雇用率※を下回っています。また、公的機関では平成 28 年度時点で 2.28%となっており、法定雇用率※を下回り、国・県より低い水準になっています。

		雇用率(%)			障害のある人の雇用者総数(人)		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般企業	焼津市	1.56	1.72	1.76	377.5	416.0	442.5
	静岡県	1.80	1.86	1.90	9,587.5	100,21.5	10,395.0
	全国	1.82	1.88	1.92	431,225.5	453,133.5	474,374.0
公的機関	焼津市	2.22	2.29	2.28	20.0	21.0	21.0
	静岡県	2.33	2.48	2.54	172.5	184.0	190.5
	全国	2.44	2.45	2.45	7,326.0	7,371.5	7,436.0

注：平成 30 年 4 月 1 日より、法定雇用率※は引き上げられた。（一般企業：2.0%→2.2%、国・地方公共団体等 2.3%→2.5%）。

資料：ハローワーク（各年度６月１日現在）

2 アンケート調査結果からみる現状

（1）調査の目的

第３次焼津市障害者計画・第４期焼津市障害福祉計画の見直しにあたっての基礎資料として、「第４次焼津市障害者計画・第５期焼津市障害福祉計画策定に係るアンケート調査」を実施し、調査結果について、主なものを抜粋して６つの分野別にまとめました。

■実施概要

調査対象	一　般　市　民：焼津市在住の 20 歳以上 75 歳未満の方を無作為抽出 障害のある方：焼津市在住の 65 歳未満の手帳所持者から、障害種別に無作為抽出
調査期間	平成 29 年2月 20 日～3月 13 日
調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査方法
配布数	一　般　市　民：1,500 通 障害のある方：1,699 通
回収件数 （回収率）	一　般　市　民：736 通（49.1%） 障害のある方：947 通（55.7%）
呼称について	［身体］：身体障害手帳所持者 ［知的］：療育手帳所持者 ［精神］：精神障害保健福祉手帳所持者　の方をそれぞれ指しています。

（2）結果概要

権利擁護

一般市民

○障害のある人と今後どのように関わりを持ちたいかについて、「機会があれば関わりたい」が 62.9%と最も高く、より積極的な「障害のある人の理解を深め関わりたい」が 18.6%となる一方、「あまり関わりたくない」が 16.2%となっている。

障害のある方

○障害のある人等に向けた権利擁護制度※や事業の利用状況について、「成年後見制度※を利用している」が 1.7%、「日常生活自立支援事業※を利用している」が 4.5%となっている。また、２つの制度・事業について、「いずれも知らない」が 58.2%となっており、制度・事業自体を知らない人が多数である。

○悩みを相談したいときの主な相談相手・相談先について、「同居している家族・親戚」が 61.7%と最も高い。家族や親族、友人・知人以外の相談相手・相談先では、「医療機関（病院、診療所など）」が 19.4%、「福祉施設の職員」が 17.3%、「相談支援事業所（わおん、暁など）」が 13.3%となっている。また、［知的］では「福祉施設の職員」、［精神］では「医療機関（病院、診療所など）」がそれぞれ比較的に高くなっている。

○障害のある人を在宅で介助・支援している家族・親族が、困ることや不安に思うことについて、「介助者・支援者である自分が亡くなった後の行く末が不安である」が 35.2%と高く、介助・支援している方が亡くなった後に、介助・支援を受けている障害のある人が自立した日常生活を送ることについて不安に感じている回答者が多数となっている。

在宅で介助・支援をしている家族・親族(N=947)

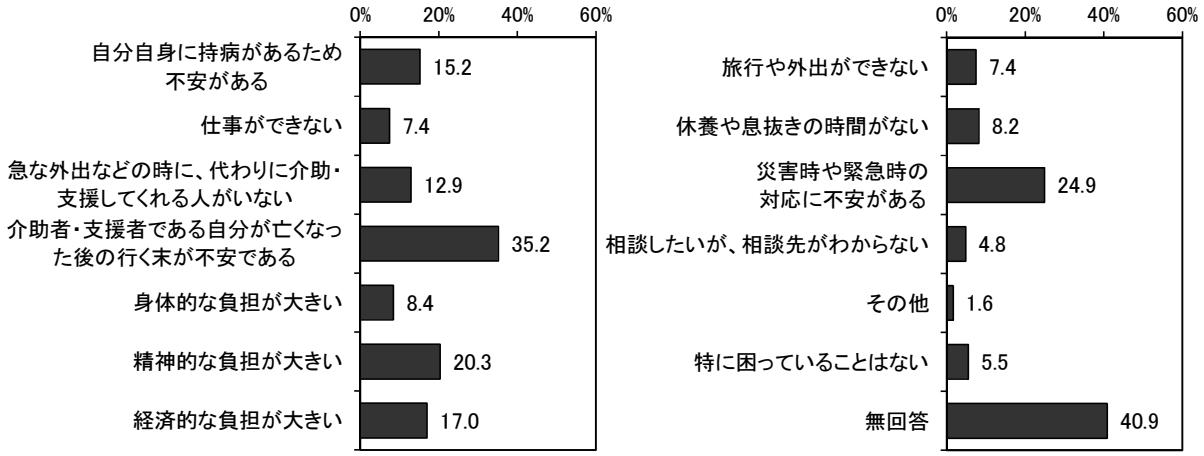

○医療を受ける上で困っていることについて、［知的］で「障害が理由でコミュニケーションが取りづらく、意思の疎通ができない（手話などが必要な場合を含む）」が 20.7%と、他の障害種別より高くなっている。

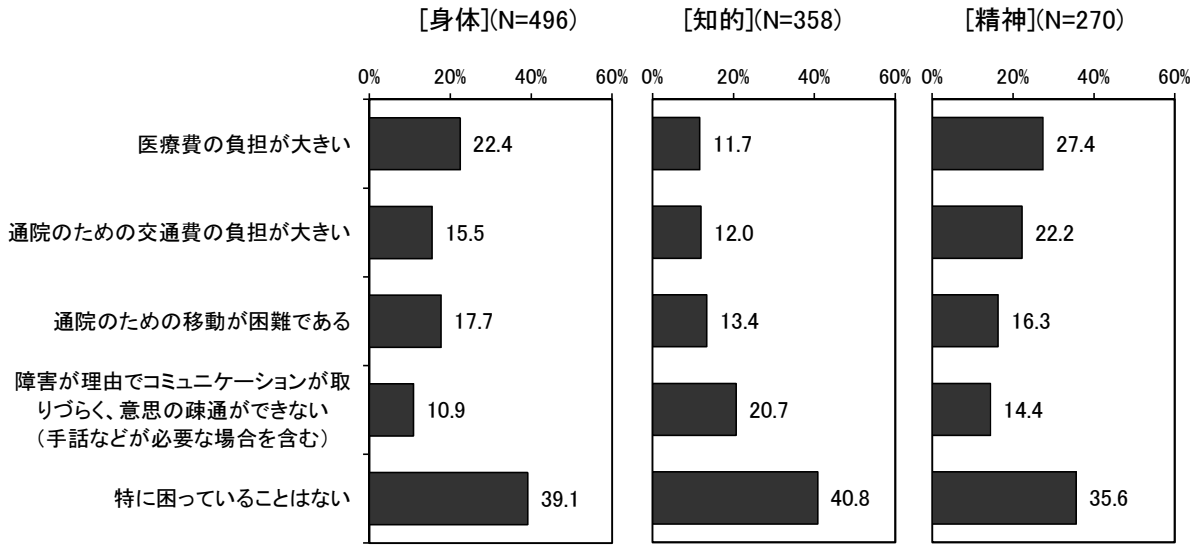

※特に回答が多かった項目のみ掲載。

差別解消

一般市民

○障害のある人への理解を深めるために必要なことについて、「小中学校における障害のある人に関する教育や交流事業」が 51.2%と最も高く、次いで「テレビや新聞及びインターネット等を活用した広報・啓発活動の充実」が 32.9%、「障害のある人や障害福祉施設が主催する各種イベントへの参加・協力」が 26.5%となっている。

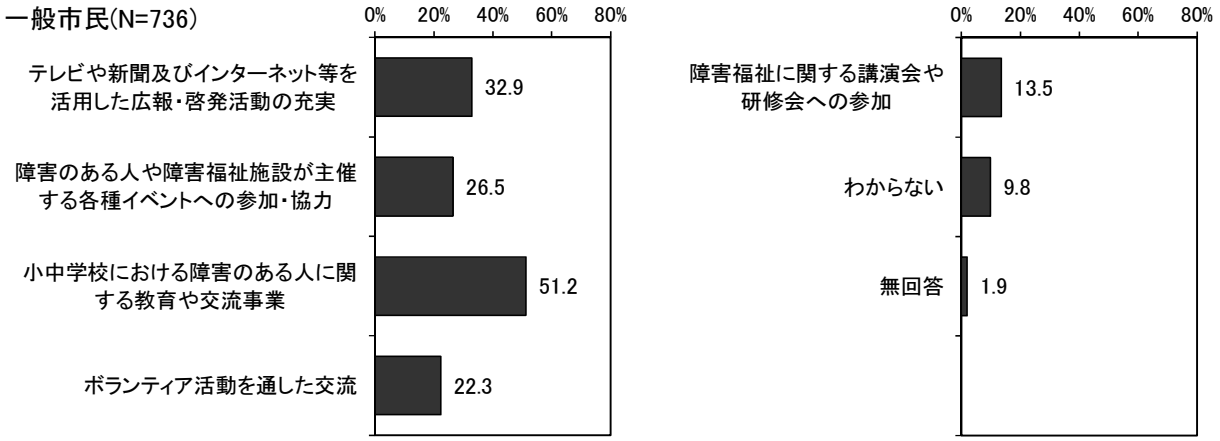

障害のある方

○焼津市にて、障害を理由とした差別や偏見があると思うかについて、「時々あると思う」が 35.7%と最も高く、次いで「わからない」が 30.8%、「ほとんどないと思う」が 20.9%となっている。年齢別にみると、［6 歳～11 歳］では「時々あると思う」がほかの年齢別よりも高く、障害のある児童の方が差別や偏見を感じる人が多い。

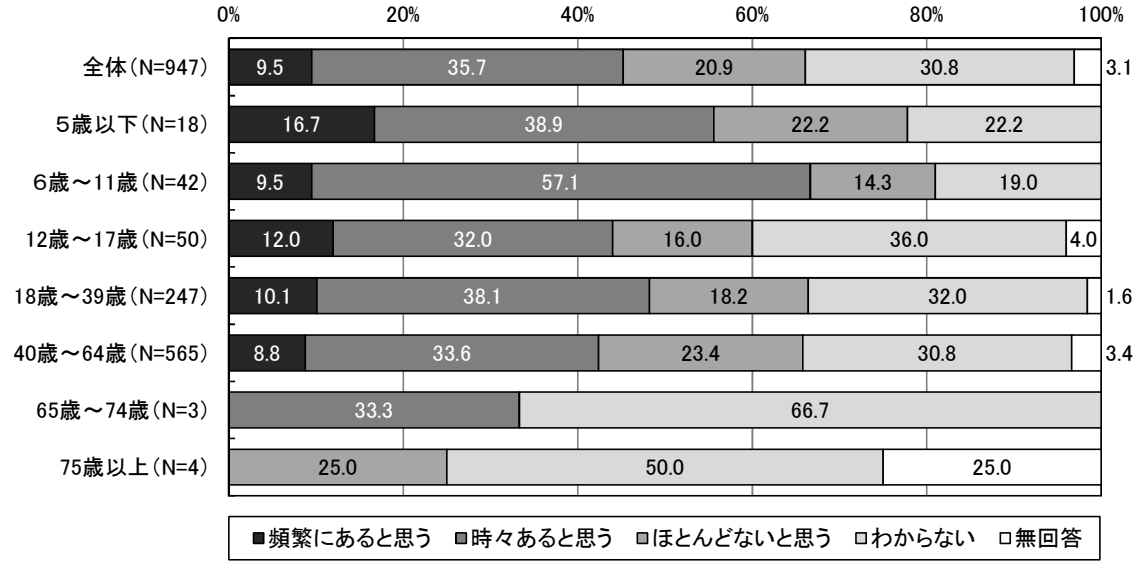

○障害を理由とした差別や偏見を感じる場面について、［身体］及び［知的］では「まちなかでの人の視線」、［精神］では「近所づきあい」がそれぞれ最も高くなっている。また、［知的］では「教育の場」、［精神］では「仕事や賃金」が、それぞれ他の障害種別と比較して割合が高くなっており、［知的］では教育、［精神］では就労の場面で差別や偏見を感じている人が多い。

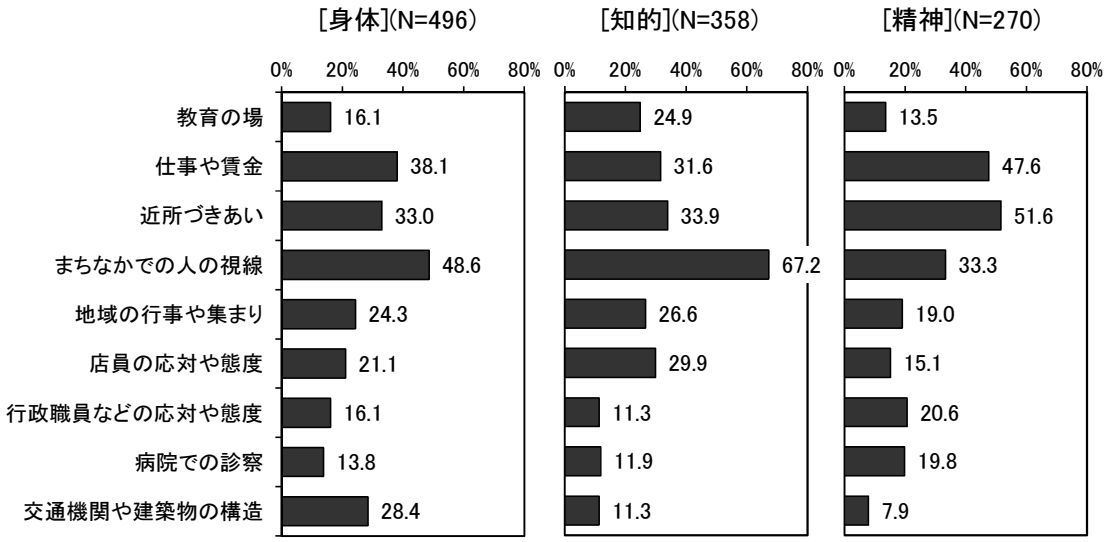

※特に回答が多かった項目のみ掲載。

障害児支援

障害のある方

○［身体］では、初めて障害が発症した年齢が「５歳以下」である割合が 27.0%、手帳交付を受けた年齢が「５歳以下」である割合が 15.1%と差がみられる。また、［知的］では、手帳交付を受けた年齢が「５歳以下」である割合が 23.7%となっている。

○通園・通学している学校などに対して、ニーズに応じた教育や障害に応じた配慮などの点で『満足している』（「満足している」と「どちらかといえば満足している」割合の合計）が 86.9%となっている。

○卒園・卒業後の進路や主な活動先の希望について、「特別支援学校※などに進学したい」が 25.6%と最も高く、次いで「就職したい」が 18.8%、「一般の学校・大学・専門学校に進学したい」が 16.2%となっている。また、［身体］では「一般の学校・大学・専門学校に進学したい」が 35.3%、［療育］では「特別支援学校※などに進学したい」が 29.3%で、それぞれ他の障害種別よりも高くなっている。

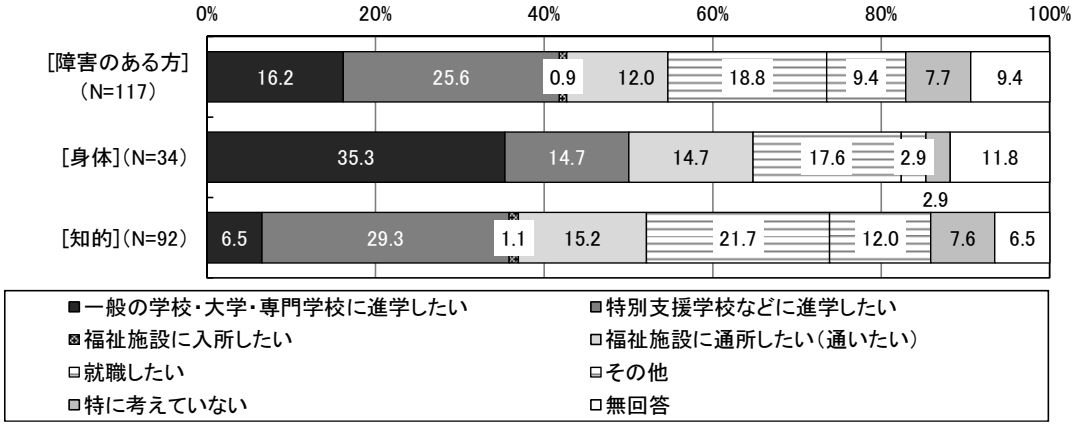

※[精神]は N=６であったため、掲載を省略している。

雇用・就労

一般市民

○障害のある人と一緒に働くうえで行っている（行っていた）配慮について、「職場に慣れるようコミュニケーションをとっている」、「作業内容をわかりやすく説明するようにしている」が 46.3%とそれぞれ最も高く、次いで、「障害のある人が困った時に相談できる体制にしている」が 23.4%となっている。

障害のある方

○市内外で仕事をしている（福祉施設や事業所へ通い、働いたり訓練をしている場合も含む）割合は、［身体］で 46.5%、［知的］で 44.5%、［精神］で 39.3%となっている。また、年齢別にみると、仕事をしている割合は、［18 歳～39 歳］で 67.3%、［40 歳～64 歳］で 47.1%となっている。

○働いている人の働き方について、［身体］では「企業などで正社員・正職員として働いている」、［知的］では「福祉施設・事業所などへ通所している（通っている）」、［精神］では「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」が、それぞれ比較的に高くなっている。

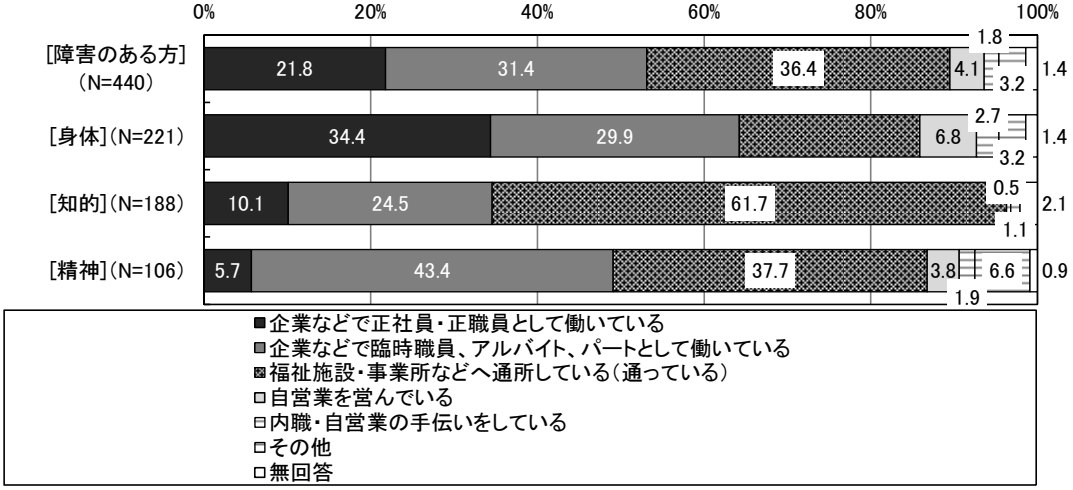

○働く上で重要な条件について、「障害の程度にあった仕事内容であること」が 42.0%と最も高く、次いで「障害のある人に対する周囲の理解があること」が 32.8%、「障害の程度にあった勤務条件（勤務時間、日数、配置など）であること」が 32.6%となっている。

障害のある方(N=947)

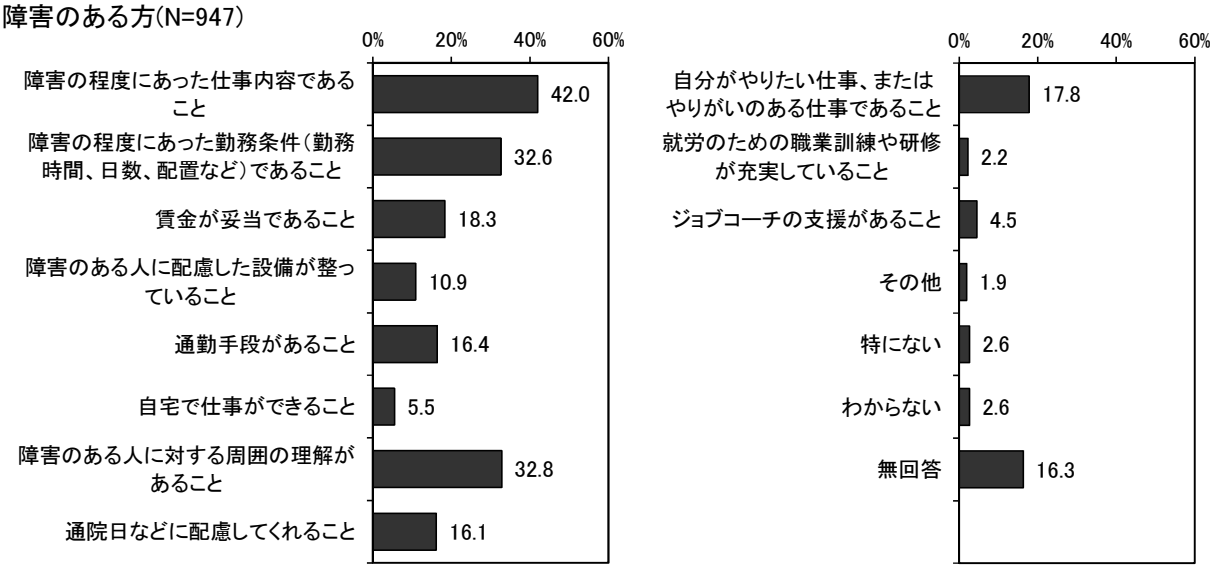

社会参加・地域交流

一般市民

○障害のある人と関わった経験について、「手助けをしたことがある（家族・職場を含む）」が 45.4%、「ボランティアで関わったことがある」が 11.7%、「学校で同じクラスにいて関わったことがある」が 12.0%、「近所づきあいで関わったことがある」が 11.7%となっている。

障害のある方

○回答者が日常生活において介助・支援を受けている相手は、「父母」が 63.0%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」が 21.4%、「配偶者（夫または妻）」が 19.3%となっている。また、［知的］では「施設・病院の職員」が 29.0%と他の障害種別よりも高く、居宅介護※などの障害福祉サービス※を利用する方が比較的に多いと思われる。

○今後の暮らし方の希望について、「家族と一緒に暮らしたい」が 54.7%と最も高く、次いで「結婚して配偶者（夫または妻）と暮らしたい」が 11.4%となっている。また、［知的］では「仲間と地域で共同生活がしたい（グループホーム※・ルームシェア）」「福祉サービスを利用して入所施設（障害者施設、高齢者施設など）で暮らしたい」が他の障害種別よりも高くなっている。

○外出するときの主な交通手段について、［身体］では「自家用車（自分で運転）」、［知的］では「自家用車（家族などの運転）」「施設や病院などの送迎車」、［精神］では「徒歩」がそれぞれ最も高くなっている。また、すべての手帳種別で公共交通である「電車」は約３割、「路線バス」は約２割前後の利用率となっている。

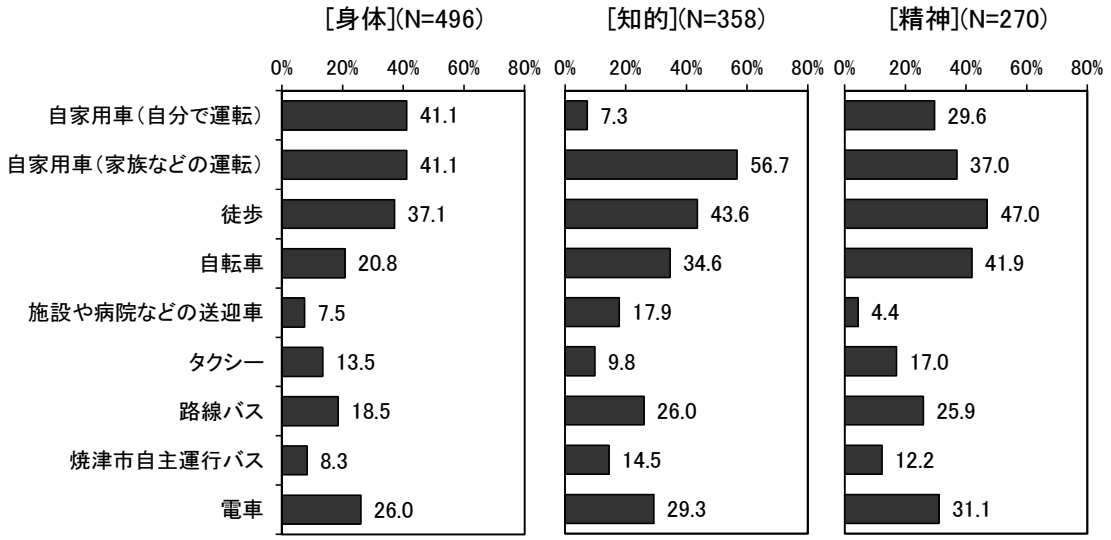

※特に回答が多かった項目のみ掲載。

防災対策

一般市民

○障害のある人が災害時や困っているだろうと感じたときに支援できるかについて、「困っていることがわかれば支援したい」が 77.7%と最も高く、次いで「積極的に支援する」が 10.9%となっている。

一般市民

○災害時（大雨や地震など）に避難が必要になった場合の避難方法について、「家族と避難する」が 53.9%、「自力で避難する」が 35.8%、「家族以外の人の支援を受けて避難する」が 5.3%となっている。

○被災時に避難所に行かない理由について、［身体］では「段差があるなどハード面で（物理的に）避難所の環境が自分に合わないだろうから」が 31.1%と比較的高くなっている。

○災害時に、避難所での生活に望むことについて、「人の多いところでの生活が大変なので小集団で生活できる場所を確保してほしい」が 39.5%と最も高く、次いで「障害特性に応じた情報提供手段を確保してほしい（ホワイトボードや音声による案内等）」「食事やトイレ、お風呂の順番待ちが苦手なことを周囲に理解しておいてほしい」が 20.2%となっている。［知的］では「今通っている学校や福祉サービス事業所で過ごせるようにしてほしい」が 32.7%と、他の障害種別よりも高くなっている。

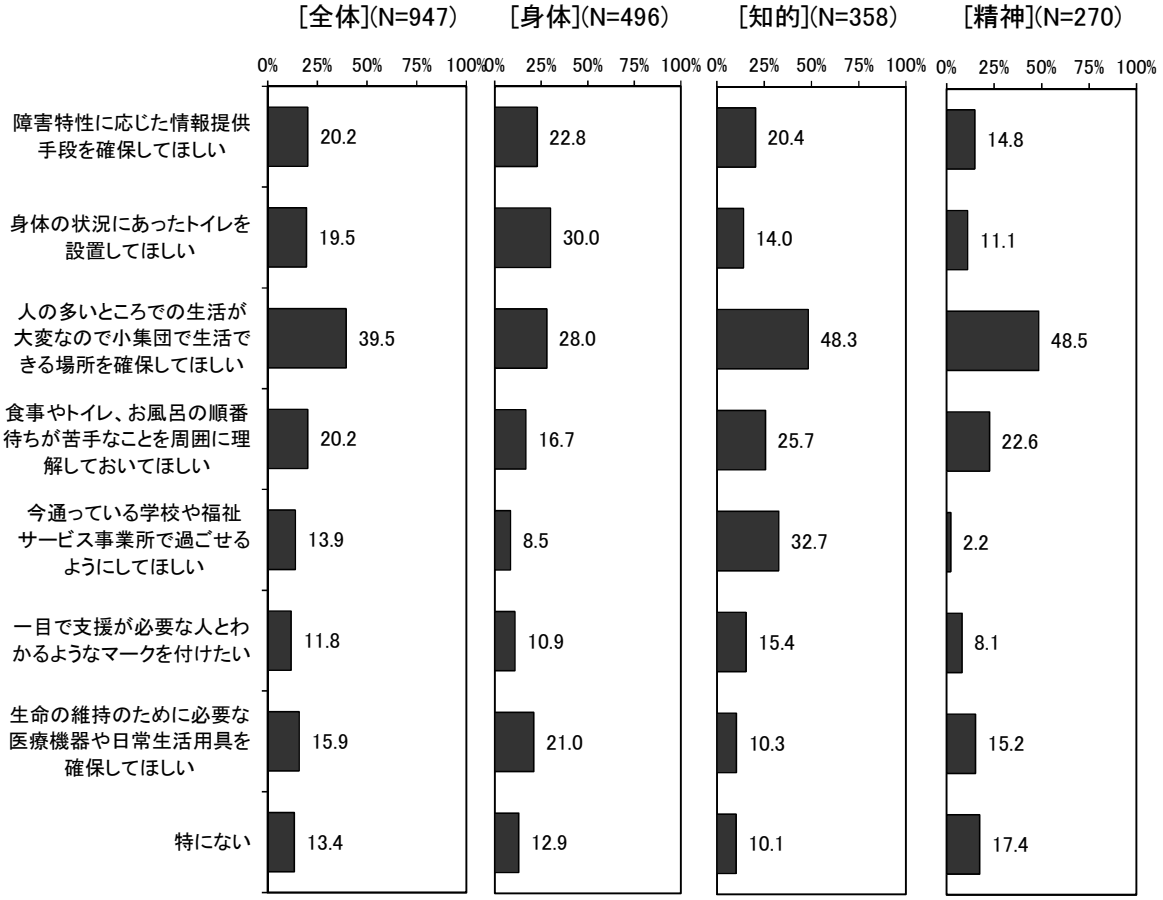

※特に回答が多かった項目のみ掲載。

3 関係団体へのヒアリング結果からみる現状

（１）調査概要

団体ヒアリングは、焼津市障害者計画策定に当たって、障害者を取り巻く現状や今後の課題に関する意向などを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。実施手法として、事前にヒアリングシートを各関係団体に配布し、後日、面談形式による聞き取り調査を行い、調査の内容の中から主なものを抜粋し、分野別にまとめました。

（２）聞き取り調査について

関係団体より、事前にヒアリングシートに書いていただいた内容に基づき、記入内容をさらに詳細にうかがうため、焼津市役所アトレ庁舎において、１団体につき約１時間半～２時間程度の聞き取り調査を実施しました。

■ヒアリング対象団体

	調査を行った団体の障害種類	日にち・時間
1	知的・重症心身	６月８日（木）　10：00～11：30
2	身体障害	６月８日（木）　13：00～15：00
3	知的・重症心身	６月９日（金）　10：00～11：30
4	知的・重症心身児	６月９日（金）　13：00～14：30
5	精神障害	６月８日（木）　13：00～15：00

（３）結果概要

権利擁護

サービス保障	○未治療者や社会から離れてしまっている人の発生を防ぐため、焼津市主導によりアウトリーチを制度化してほしい。 ○サービスを支援する施設やサービス支援員の不足により、ニーズに合ったサービス利用ができない。高齢者施設に障害者も利用できる範囲を広めてほしい。 ○重度訪問介護※事業を充実し、住み慣れた自宅などで支援サービスを受けられる方が多くなってほしい。

医療	○県の在宅重症心身障害児者短期入所利用確保事業への助成について、医療機関における短期入所※の受け入れの検討を推進してほしい。 ○治療につながらない人への訪問医療と同時に、家族支援など地域医療の充実。 ○医療的ケアのある人や学齢児が利用できる短期入所※施設を増やしてほしい。
意思疎通	○手話通訳者が少ないので、一人の通訳者への負担が大きい。また、昼間に活動できる通訳者が少ない。通訳者の数を増やしてほしい。 ○障害者本人と介護者に対して、例えば補助や支援等の情報を発信する際には、障害者の「自助の意識を育てる」ことを意識してほしい。

差別解消

差別・虐待	○障害の理解が進んでおらず、差別や虐待に当たる行為をしてしまっている場合や、本人は差別や虐待と感じていない、または訴えることができない場合もある。 ○市役所職員も、差別解消法の理解を深めてほしい。
障害理解	○外見的に障害がわかりにくい障害のことも知ってほしいし、理解してほしい。 ○障害理解には、身近で接する環境が必要であり、障害のある子どもとない子どもが一緒に学び、障害に対する理解を学校教育で進めることが大切である。
連携・会議	○地域事情に精通した民生委員と連携を密にした情報交換の場づくりが重要である。 ○自立支援協議会部会におけるネットワークについて、一般市民にもＰＲが必要。団体が困っていることや苦労していることを知ってほしい。

障害児支援

サービス	○重症心身障害児※を受け入れる居宅介護事業者や訪問看護事業所等に、人材育成のための研修費用などを助成する制度を取り入れ、多くの人材を確保してほしい。
障害児医療	○重症心身障害児※を診てくれる医師が増え、地域で対応してもらえる体制が必要。 ○幼少期～18 歳以前と 18 歳以降で、その子の状態や療育状況、カルテの引き継ぎ等をやってほしい。
切れ目のない支援	○精神保健について中学、高校の保健授業で早期教育を行い、知識があれば早めに対応でき、重症にならずにすむのではないか。 ○出産時から３歳児健診までの間でも、相談までスムーズにつながる仕組みが重要。
教育	○各中小学校に支援学級を設置し、支援員や教員をもっと増やしてほしい。

雇用・就労

就労支援	○障害の特性に合った就労の場を拡大し、社会参加の機会や収入を増やしたい。 ○「支援する人がいない」という理由で就労を拒否されるので、就労の場への支援員（ジョブコーチ※）を増やしてほしい。 ○一般就労をした後に相談ができる場・機会が必要である。
雇用	○一般企業の行う合理的配慮※は罰則規定がなく、中小企業では合理的配慮※が難しい。 ○実習からの受け入れ企業が少ないと思う。障害者雇用のための制度・助成金などの存在を企業が知らないのではないかと思う。
差別・虐待	○法外の低賃金で就労を強いられ、技術の上達にも関わらず昇給がないなどの差別・虐待に対し、声を上げにくい状況がある。

社会参加・地域交流

移動支援	○自主運行バスや路線バスなど、移動手段を整備・充実してほしい。 ○車両の貸出しだけでなく、運転ボランティアの充実が必要である。
交流の機会・場	○企業の有志によるボランティアや学生ボランティアに、福祉作業所などへ足を運んでもらえたらと思う。 ○スポーツやレクリエーションへの参加、芸術品の創作などによる活動は自信につながり、有効である。
住まい	○親も当事者も高齢となっており、今からひとり暮らしの訓練が必要である。 ○ひとり暮らしになった時の住む家（市営住宅や空き家の活用、安い家賃の住宅など）や、グループホーム※・ケアホームなど、暮らす場、過ごす場が必要である。

防災対策

避難・訓練	○一次避難所での宿泊訓練を定期的に行って、福祉スペース、福祉避難所※の必要性を地域の人に理解してほしい。 ○弱者の方々を含めて、地域での宿泊訓練が必要である。
情報保障・情報開示	○聴覚障害者は、一つの場所に集まれば不安がなくなり、通訳者がいれば情報も入ってきて安心できると思う。場所を指定していれば、迷うことがなくなる。 ○緊急時の対応のために事前に開示した個人情報が、活かされていない。 ○近所の人に障害のあることを知られたくない。
避難所	○災害時に、「福祉避難所※に行けば大丈夫」と思われ過ぎではないかと思う。自主防災組織と連携しながら、自宅で暮らしていた方が良いのではと思う。

4 障害福祉サービス事業所の支援の現状把握

（1）調査概要

日頃より障害者（児）福祉サービスを提供している障害福祉サービス※事業所から、今後の方針や方向性等をうかがい、計画策定の基礎資料としました。

実施方法として、市内のサービス事業所にヒアリングシートを配布し、記載内容のうち、主なものを抜粋しまとめました。

対象	ヒアリング期間
市内の障害福祉サービス※事業所 （内、25 箇所よりヒアリングシート回収）	平成 29 年9月1日（金）～ 9月 20 日（水）

（2）結果概要

権利擁護

○特に相談支援事業所や短期入所※施設、グループホーム※等のサービスは不足しており、適切にサービスが利用されていない可能性がある。
○当事者やその家族は、成年後見制度※を十分に理解できていない。

差別解消

○合理的配慮※についての理解がお互いに不足している。
○地域で暮らしている障害のある人について、地域生活を送る上での相互理解が難しいと感じている。

障害児支援

○高等部の卒業生に対して進路相談や自立訓練への接続を行う一方で、自宅に引きこもり、社会とのつながりを持たずに生活してしまうケースの見落としがある。

雇用・就労

○福祉的就労を利用し続けるのでなく、移行可能な利用者は適切に一般就労につなげる必要性を感じる。
○障害のある人が就労した後には、企業と支援機関がどちらか一方に任せるのでなく、連携を取って支援を行っていくことが大切である。

社会参加・地域交流

○現在障害のある人に対するボランティアに参加している市民は少ないため、障害理解を進めるためにも、ボランティアへの参加者や障害のある人と交流する市民が増えてほしい。
○公民館の利用や高校生との交流等、既存の地域社会との交流機会を継続・充実させたい。
○現在市内には、特に相談支援事業所、短期入所※施設、グループホーム※が不足しているという声が挙がっており、いわゆる「親亡き後」における、障害のある人の将来の生活への不安等から、今からの整備を求める声が多くなっている。

防災対策

○防災訓練について、年２回～毎月のいずれかの頻度で行っている事業所が多く、また、半数程度の事業所が、災害時に「福祉避難所※として提供する用意がある」と回答している。
○災害時や災害後に、障害のある人の避難やサービスを提供するための物資の確保やサービス対象の管理等、必要な人手が不足することが予想されている。

その他

サービスの提供	○現在、生活介護※や就労継続支援※Ｂ型、放課後等デイサービスを提供している事業所が多く、また、今後就労定着支援※の提供意向がある事業所も見られる。 ○職員の確保やスキルアップに苦労している事業所が多く、関係団体と同じく、障害のある人の担い手の不足がみられる。
ネットワークの在り方	○各事業所にネットワークの活動や協議内容が伝わっていない。 ○ネットワークの各連絡会の垣根を超えたつながりがなく、情報や課題の共有や現場レベルでの課題解決のための連携がみられない。

5 相談支援事業所の支援の現状把握

（1）調査概要

障害のある人に日頃から携わり、支援等を行っている相談支援事業所から、「支援者」と「当事者」の２つの視点から課題や想いをうかがい、計画策定の基礎資料としました。

実施方法として、本市の委託相談支援事業所である「わおん」及び「暁」にヒアリングシートを配布し、記載内容のうち、主なものを抜粋しまとめました。

対象	ヒアリング期間
相談支援事業所　わおん 暁	平成 29 年９月８日（金）～ ９月 20 日（水）

（2）結果概要

よくある相談内容	○制度への質問や実際の活用まで、障害者（児）福祉サービスの新規利用や変更等に関する相談が増えた。 ○学校卒業後や退職、または事業所に通えなくなった後の就労や生活への不安に関する相談ケースが多い。 ○長年障害のある人を介助・支援してきた家族から、病気等で当事者を看られなくなった際の不安等についての相談がある。 ○不安や淋しさなど、情緒面を満たすために、話を聞いて欲しいといった相談も多い。
相談支援業務中に感じる課題	○相談がサービスの利用につながるケースが多い一方、計画相談との住み分けができず、ケース対応に追われる中で、地域のネットワークづくり等に時間を割くことができない。 ○行政からの委託事業所であり、当事者への支援を登録や契約をして行うわけではない立場の中で、トラブルになったときの対応に不安がある。
当事者との相談業務中に感じる課題	○相談に来る当事者は、親や事業所の言葉に左右されたり、自立した生活を周囲が止めていたりするケースがあり、本当に自分の想いや考えを相談できているか疑問である。 ○相談支援事業所が、障害のある人への支援の選択肢を狭めていないか、不安に感じる。 ○安易にサービス利用を開始したり、サービスを頼り過ぎたりしている当事者が多く、サービスを使わない支援には消極的であるなど、サービスの提供が当事者の自立を妨げている場合がある。 ○医療機関において、障害特性が強く、対応が厄介なことなどから、受診時に親身になってもらえないなど、合理的配慮※に欠けると感じることがある。

今後の相談支援の方向性	○障害児から高齢者まで多様な相談者がいる中で、相談支援事業所と支援機関のつながりも多様であることが大切である。 ○相談支援事業所だけでなく、身近な地域の事業所でも相談支援を行い、窓口がワンストップで済むことも、支援体制の維持につながる。 ○基幹型相談支援センター※の設置等も含めて、相談支援体制の充実を他事業所及び行政と検討を進めていきたい。
不足している社会資源（ソフト・ハードどちらも）	○当事者が活動している地域の居場所を把握する必要がある。 ○当事者の就労の場（就労継続支援※Ｂ型事業所の現状を先に把握する必要がある）。 ○一人暮らしを希望する一方、一般のアパートでは自信がない人への体験の場の提供。 ○社会参加や社会復帰に必要な公共交通機関（バス）の充実。 ○高次脳機能障害※の診断・評価や、診断書の記載、リハビリを受けられる医療機関がないことが課題となっている。

6 調査分野ごとの課題の抽出

	社会潮流・ 焼津市の現状	アンケート調査結果 からみえる課題	関係機関へのヒアリング 結果からみえる課題
権利擁護	・障害者総合支援法※改正により、障害者の自立生活を支援するサービスの新設・対象拡大 ・難病法施行により、障害福祉施策で支援する指定難病の拡大 ・成年後見制度利用促進法施行により、制度利用を促進 ・平成28年4月に社会福祉協議会内に権利擁護センターを設置し、成年後見制度※に関わる相談や普及啓発等を実施	・障害者の生活援助や自立に向けた支援を充実させる必要がある ・障害者の権利擁護のため、成年後見制度※の周知や利用促進を図る必要がある ・相談支援について、相談支援事業所や医療機関、福祉施設の職員等の相談窓口の充実や連携が重要になっている ・障害のある人が利用しやすい相談窓口の体制が必要である	・支援者が障害を学び、理解した上での支援が求められる ・医療的ケアが必要な児童を支援する人材や施設の充実が求められる ・医療窓口での障害への理解や合理的配慮※の提供が求められる ・社会参加を促すためのサービスについて、利用可能時間や範囲が広がることが求められる ・障害者の自立の視点から、コミュニケーション支援の充実が求められる ・事業や制度、各種手当等の適切な利用の促進が必要である

課題のまとめ

- ●障害の有無に関わらない社会参加やコミュニケーションの促進
- ●障害のある人の生活を長期的に支えるための自立支援や地域移行支援
- ●医療の窓口における障害への理解や配慮の充実
- ●障害のある人の生活の質を確保する適切なサービス利用の促進

	社会潮流・ 焼津市の現状	アンケート調査結果 からみえる課題	関係機関へのヒアリング 結果からみえる課題
差別解消	・障害者差別解消法※改正により、地方公共団体における差別的取扱いの禁止と合理的配慮※の提供の義務化 ・地域福祉課内に焼津市障害者虐待防止相談窓口を設置 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」策定 ・平成 29 年度に焼津市要約筆記通訳者派遣事業実施要綱を一部改正し、利用者の条件を緩和して利用可能者を拡大	・障害のない市民に対して、障害や障害者の理解をさらに促進することが重要である ・障害児やその保護者から、特に差別や偏見を感じるという声があり、相互理解や交流のために、特に教育機関における福祉教育の推進が重要になっている ・身体に障害のある人を中心に、建物や交通機関、道路等で、「合理的配慮※」の提供に向け、対応が必要である	・障害者本人に対しても、差別や虐待の理解・周知を進めることが重要である ・外見だけではわかりにくい障害への理解や、障害者との意思疎通方法等を、市民に広く周知することが求められる ・障害が身近であることを、学校での福祉教育等で啓発することが重要である ・支援体制の充実等により、相談支援が利用できる時間の拡大等の充実が求められる ・自立支援ネットワークについては、まず事業所や関係団体等での情報共有や施策連携を強化することが求められる

課題のまとめ

●障害のある人の権利擁護や理解を深めるための市民にわかりやすい啓発や交流の促進
●相互理解を促進する、学校等での福祉教育
●障害を理由とする差別や虐待の防止に向けた相談支援の充実
●障害のある人に配慮した環境や体制の整備
●アクセシビリティ※が確保された、わかりやすい情報発信

	社会潮流・ 焼津市の現状	アンケート調査結果 からみえる課題	関係機関へのヒアリング 結果からみえる課題
障害児支援	・児童福祉法改正により、障害児支援ニーズの多様化への対応 ・インクルーシブ教育※システムの理念を踏まえた高等学校における通級指導※の制度化予定 ・「こども相談センター」を開設し、関係者による発達支援ネットワークを通じて発達に不安のある児童の早期発見・支援を実施 ・通所の発達支援施設として「色えんぴつ」、「てん」が開業し、発達に課題がある子どもへの早期支援を実施 ・発達に不安のある子どもの親子教室「あそびの広場」、「おひさま教室」を開講した ・焼津市発達支援事業講演会や焼津市発達支援事業研修会を実施 ・近年、特別支援学級・学校※に在籍する市民が増加傾向	・障害の早期発見・早期療育のため、保健・医療機関等との連携が必要である ・早期支援のためになるべく早い段階での手帳交付が必要であり、本人や保護者の障害理解や受容を支援することが重要である ・通学・通園先の学校・園・療育施設等における配慮も、さらに充実が求められる ・特別支援学校※だけでなく、普通学校等においても配慮が求められている	・早期発見の重要性の周知や健診から相談支援までのつながりの強化等が求められる ・障害児が社会とのつながりを喪失することを防ぐ必要がある ・障害児の特性や療育状態等が支援者間で引き継がれ、切れ目なく支援されることが重要である ・学校教育において、支援学級の設置などにより、障害児の支援の範囲・頻度を拡大することが求められている ・相談支援においては、保護者の障害受容や情報発信方法の配慮・工夫が必要である

課題のまとめ

- ●障害のある子どもを早期に発見する仕組みの強化
- ●主な介助者である保護者に対する、子育て支援と連動した支援やケア
- ●インクルーシブな教育システムの推進と小中高等学校における指導内容の整備
- ●障害者教育に関する学習環境の充実
- ●障害受容を促すため、保護者への情報発信の強化

	社会潮流・ 焼津市の現状	アンケート調査結果 からみえる課題	関係機関へのヒアリング 結果からみえる課題
雇用・就労	・障害者雇用促進法改正により、事業主に対する差別の禁止や合理的配慮※の義務化、法定雇用率※の引き上げ ・「焼津市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定 ・地元企業の協力を得て、障害のある人の就業の場や環境整備を拡大 ・「焼津市事業所マップ」を作成・公表 ・本市では、一般企業及び公的機関の障害者雇用率が法定雇用率※を下回って推移 ・藤枝特別支援学校焼津分校高等部の卒業生の進路先は、多くが就職となっている	・職場等における配慮は一定程度見られており、さらなる充実が大切である ・具体的・合理的な配慮として、本人の希望に合った就労形態や周囲からの理解が求められている ・福祉的就労等、多様な就労・社会参加ができる場の確保が必要である ・精神障害のある人を中心に、時短による就労へのニーズが大きくなっている	・障害特性に応じた就労の場が求められており、就労後も、周囲の理解やジョブコーチ※の充実が、就労定着にとって重要となっている ・雇用側である企業の障害理解の促進が、就労定着につながると考えられている ・一般企業の障害者受け入れ促進のため、企業への助成制度等の周知が重要である ・就労継続支援※の充実等、多様な働く場が求められる一方、適切に一般就労への移行を図っていくことが求められている

課題のまとめ

●一般就労に移行・定着しやすい働き方の理解や支援の促進
●公的施設及び一般企業での雇用による、就労への移行の強化
●福祉的就労の機会の確保と工賃や待遇向上への支援

	社会潮流・ 焼津市の現状	アンケート調査結果 からみえる課題	関係機関へのヒアリング 結果からみえる課題
社会参加・地域交流	・焼津市社会福祉協議会の「ふれあいネット」により、重度障害のある人の地域での見守り体制を構築 ・市内2カ所の地域活動支援センター※により、地域における利用者の自立と社会参加を促進 ・利用者・事業者両方に向けた「焼津市移動支援ガイドライン」作成 ・デンマークキャンプ2017in焼津により、国境を越えた障害のある人と健常者との交流を図っていく	・障害者を支援する担い手として、市民ボランティア等のより積極的な関わりを促進することが重要である ・障害者の地域移行や在宅で介助をしている介助者への支援等のため、在宅サービスの充実が必要である ・グループホーム※等の日中活動系サービスの充実や、入所施設等、将来の住まいの確保に向けた整備が求められている ・重要な社会参加の手段である公共交通や自動車について、移動のための助成・支援が必要	・サービスの利用が障害のある人の自立を妨げることがないよう、適切に提供する必要がある ・不足が感じられる相談支援事業所や短期入所※施設等のサービスを適正に整備する必要がある ・ボランティア参加者により、障害のある人との交流や理解が進むことが望まれる ・社会参加時等に、移動のための公共交通機関の充実が求められている ・スポーツ・レクリエーション活動等は社会参加のきっかけとして有効であり、継続が必要である ・一人暮らしになった時などのため、市営住宅や空き家の活用、安い家賃の住宅の整備・確保が必要である

課題のまとめ

- ●障害のある人を支援する担い手の充実
- ●誰もが移動や外出がしやすい環境づくり
- ●パラリンピックを見据えた障害者スポーツの啓発や焼津市に合った文化芸術振興
- ●障害のある人の社会参加について、国境を越えたつながりの構築
- ●いわゆる「親亡き後」まで見据えたサービスの整備・提供

	社会潮流・ 焼津市の現状	アンケート調査結果 からみえる課題	関係機関へのヒアリング 結果からみえる課題
防災対策	・避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員※、自主防災会、自治会長等と共有 ・平成 28 年に「焼津市福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定し、対象施設への配付及び説明を随時実施 ・平成 29 年9月現在、福祉避難所※の開設候補施設を市内 18 か所に確保 ・障害児者の宿泊型防災訓練を実施した団体「焼津Boukenチャレンジド」を支援	・災害時の避難について、地域住民には可能な限り支援する意思があるものの、当事者からは家族の支援が求められている ・身体障害のある人を中心に、物理的に避難所に避難できないという声があり、環境整備等の対応が必要である ・避難所は、特に学校・病院・通っている施設における開設が求められている ・避難所では、小集団での避難場所の確保や、情報提供手段の確保が求められる	・障害特性や医療的ケアの問題から、自宅避難を選ぶ障害者が多く、こうした人への支援が求められている ・障害者の避難所における配慮について地域の理解が求められる ・避難所への避難訓練や宿泊訓練が求められている ・避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の存在について、周知が必要である ・災害等の緊急時にも、障害者に必要な情報が届く仕組みが必要である ・福祉避難所※として開設が可能な事業所をより確保する取り組みが必要である

課題のまとめ

●要配慮者※の把握の強化
●大規模災害に備え、障害のある人・児童に配慮した訓練の実施
●障害のある人に配慮がされた避難所の確保
●障害のある人への災害情報の提供

第3章　計画の基本理念

1　将来像及び計画の基本理念

（１）将来像・基本理念・基本方針

障害者基本法第１条には、「すべての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念にのっとり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すると規定されています。

本市では、前回計画において「地域で　共に支え　高め合う　まちへ」を基本理念として掲げ、生まれ育った焼津市で、誰もが地域で安心して、自分らしく暮らすことができる「共生社会の実現」をめざしてきました。

近年、多様化・専門化が進む障害者福祉ニーズに対して、より分野横断的かつきめ細やかに取り組むことが求められています。また、誰もが地域の中で暮らしやすい焼津市であるためには、障害の有無に関わらず市民同士の理解が欠かせません。

以上を踏まえ、今回計画では「全ての人が　共に理解し　支え合い　自分らしく暮らせるまち」を将来像に設定します。また、この将来像の下に３つの基本理念及び７つの基本方針を設け、基本方針に基づく取り組みが基本理念の達成につながり、最終的に将来像を実現するという考え方の下、計画の進行や管理を図っていきます。

～○将来像○～

全ての人が　共に理解し
　支え合い　自分らしく暮らせるまち

基本理念

障害のある人もない人も互いの考えや想いを理解し合えるまちをつくる
障害のある人に対して自然に合理的配慮が提供されるまちをつくる
障害のある人が自立して暮らせるまちをつくる

基本方針

１　相互理解
２　交流の促進
３　療育・保育・教育の推進
４　生活の安定と自立の支援
５　福祉サービスの充実と医療との連携
６　生活環境の整備
７　防災・災害対策の整備

2 計画の施策体系の設定

第２章の調査結果の整理を根拠として、本計画の基本方針及び施策を設定します。

注：調査結果の整理について、それぞれの出典を以下のように示しています。

●：「社会潮流・焼津市の現状」　▽：「アンケート調査結果からみえる課題」

★：「関係機関へのヒアリング結果から見える課題」

■調査結果と基本方針及び施策の関係性

調査結果の整理（一部）
▽障害のない市民に対する障害や障害者への理解促進が必要 ★差別や虐待に関する障害者本人への理解促進 ★外見ではわかりにくい障害への理解や障害者との意思疎通方法の周知が必要
▽相互理解や交流のため、教育機関における福祉教育の推進が必要 ★学校での福祉教育等での啓発が必要
●焼津市社会福祉協議会の「ふれあいネット」による見守り体制を構築 ▽市民ボランティア等のより積極的な関わりの促進が必要 ★ボランティア参加者と障害のある人との交流や理解の推進が必要
★障害のある人の社会参加を促すサービスの利用可能時間等の拡大が必要 ★障害者の自立の視点から、コミュニケーション支援の充実が必要
●「焼津市移動支援ガイドライン」作成 ▽公共交通や自動車による移動のための助成・支援が必要 ★移動のための公共交通機関の充実が必要
★社会参加のきっかけとなるスポーツ・レクリエーション活動等の継続実施が必要
●デンマークキャンプ 2017 in焼津により、国境を越えた交流 ★社会参加のきっかけとなるスポーツ・レクリエーション活動等の継続実施が必要
●こども相談センターや、通所の発達支援施設「色えんぴつ」「てん」における、発達に不安・課題のある児童の早期発見・支援 ▽障害の早期発見・早期療育のため、保健・医療機関等との連携が必要 ▽早期の手帳交付のため、本人や保護者の障害理解や受容の支援が必要 ★早期発見の重要性の周知や健診から相談支援までのつながりの強化が必要
●児童福祉法改正により、障害児支援ニーズの多様化への対応 ★障害児の特性や療育状態等が支援者間で引き継がれ、切れ目なく支援されることが重要
●インクルーシブ教育※システムの理念を踏まえ、高等学校における通級指導※の制度化予定 ▽特別支援学校※だけでなく、普通学校等においても配慮の提供が必要
▽通学・通園先の学校・園・療育施設等におけるさらなる配慮が必要 ★学校への支援学級の設置等、障害児支援の範囲・頻度の拡大が求められる
★相談支援においては、保護者の障害受容や情報発信方法の配慮・工夫が必要

課題のまとめ		基本方針	施策
→ 障害のある人の権利擁護や理解を深めるための市民にわかりやすい啓発や交流の促進	→	1．相互理解	(1)広報・啓発活動の推進
→ 相互理解を促進する、学校等での福祉教育			(2)地域福祉活動の推進
→ 障害のある人を支援する担い手の充実			
→ 障害の有無に関わらない社会参加やコミュニケーションの促進	→	2．交流の促進	(1)社会参加の促進
→ 誰もが移動や外出がしやすい環境づくり			
→ パラリンピックを見据えた障害者スポーツの啓発や焼津市に合った文化芸術振興			(2)生涯学習の充実
→ 障害のある人の社会参加について、国境を越えたつながりの構築			(3)障害者交流の国際化の推進
→ 障害のある子どもを早期に発見する仕組みの強化	→	3．療育・保育・教育の推進	(1) 療育・保育の充実
→ 主な介助者である保護者に対する、子育て支援と連動した支援やケア			
→ インクルーシブな教育システムの推進と小中高等学校における指導内容の整備			(2)インクルーシブ教育の充実
→ 障害者教育に関する学習環境の充実			
→ 障害受容を促すため、保護者への情報発信の強化			

調査結果の整理（一部）
▽障害者の生活援助や自立に向けた支援の充実が必要 ★事業や制度、各種手当等の適切な利用の促進が必要
●障害者雇用促進法改正により、事業主に対する差別の禁止や合理的配慮※の義務化、法定雇用率※の引き上げ ▽本人の希望に合った就労形態や周囲からの理解が求められる ▽時短等、働きやすい雇用形態による就労が求められる ★就労後の周囲の理解やジョブコーチ※の充実が、就労定着には必要
●「焼津市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定 ●焼津市の障害者雇用率は、一般企業と公的機関で法定雇用率※を下回る ★一般企業における障害者の受け入れ促進のため、助成制度等の周知が必要
●「焼津市事業所マップ」を作成・公表 ▽福祉的就労等の就労・社会参加ができる場の確保が必要 ★多様な働く場と並行して、適切に一般就労への移行を図ることが必要
●焼津市障害者虐待防止相談窓口を設置 ●権利擁護センターで成年後見制度※に関わる相談や普及啓発等を実施 ▽障害のある人が利用しやすい相談窓口の体制が必要 ★相談支援体制の充実による利用時間の拡大等が求められる
●障害者総合支援法※改正により、自立生活支援サービスの新設・対象拡大 ▽障害者の生活援助や自立に向けた支援の充実が必要 ★障害のある人の自立を妨げることがないよう、適切なサービス提供が必要 ★相談支援や短期入所※の施設・サービスについて、適正に整備が求められる
●難病法施行により指定難病の拡大 ★医療窓口での障害への理解や合理的配慮※の提供が求められる ★医療的ケアが必要な児童を支援する人材や施設の充実が必要
▽グループホーム※等の日中活動系サービスの充実が必要 ▽地域移行や在宅介助者への支援等のため、在宅サービスの充実が必要
▽建物や交通機関、道路等で、合理的配慮※の提供に向けた対応が必要 ▽どのような障害であっても、緊急時に移動や避難ができる環境が必要 ★市営住宅や空き家の活用、安い家賃の住宅等、住まいの整備・確保が必要
●焼津市における要約筆記通訳者派遣事業の利用条件を緩和 ●障害者差別解消法※改正による差別的取扱いの禁止と合理的配慮※の提供の義務化 ★障害者本人への差別や虐待の理解・周知が必要
●避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員※や自主防災会等と共有 ★避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の周知が必要である
●障害児者の宿泊型防災訓練を実施した団体「焼津Boukenチャレンジド」を支援 ★避難所への避難訓練や宿泊訓練が求められている
●平成 29 年９月現在、福祉避難所※の開設候補施設を市内 18 か所に確保 ★自宅避難を選択する障害者への支援体制が必要 ★福祉避難所※として開設が可能な事業所をより確保する取り組みが必要である
★緊急時における障害者への情報提供の仕組みが必要

課題のまとめ	基本方針	施策
障害のある人の生活の質を確保する適切なサービス利用の促進	4. 生活の安定と自立の支援	(1)経済的安定のための支援
一般就労に移行・定着しやすい働き方の理解や支援の促進		(2)就労支援体制の充実
公的施設及び一般企業での雇用による、就労への移行の強化		
福祉的就労の機会の確保と工賃や待遇向上への支援		(3) 福祉的就労の促進
障害を理由とする差別や虐待の防止に向けた相談支援の充実	5. 福祉サービスの充実と医療との連携	(1)相談支援の充実
障害のある人の生活を長期的に支えるための自立支援や地域移行支援		(2)地域生活を支えるサービスの充実
医療の窓口における障害への理解や配慮の充実		(3)医療との連携
いわゆる「親亡き後」まで見据えたサービスの整備・提供		(4)必要なサービスの整備
障害のある人に配慮した環境や体制の整備	6. 生活環境の整備	(1)福祉のまちづくりの促進
アクセシビリティ※が確保された、わかりやすい情報発信		(2)情報アクセシビリティの推進
要配慮者※の把握の強化	7. 防災・災害対策の整備	(1)災害への備えの推進
大規模災害に備え、障害のある人・児童に配慮した訓練の実施		
障害のある人に配慮がされた避難所の確保		(2)災害時の体制の整備
障害のある人への災害情報の提供		

■調査結果の分野と基本方針との関係性

		調査結果の分野					
		権利擁護	差別解消	障害児支援	雇用・就労	社会参加・地域交流	防災対策
基本方針（●の下は施策名）	1 相互理解		● ・啓発・広報活動の推進 ・地域福祉活動の推進			● ・地域福祉活動の推進	
	2 交流の促進	● ・社会参加の促進				● ・社会参加の促進 ・生涯学習の充実 ・障害者交流の国際化の推進	
	3 療育・保育・教育の推進			● ・療育・保育の充実 ・インクルーシブ教育の充実			
	4 生活の安定と自立の支援	● ・経済的安定のための支援			● ・就労支援体制の充実 ・福祉的就労の促進		
	5 福祉サービスの充実と医療との連携	● ・相談支援の充実 ・地域生活を支えるサービスの充実 ・医療との連携	● ・相談支援の充実			● ・地域生活を支えるサービスの充実 ・必要なサービスの整備	
	6 生活環境の整備		● ・福祉のまちづくりの促進 ・情報アクセシビリティの推進			● ・福祉のまちづくりの促進	● ・福祉のまちづくりの促進
	7 防災・災害対策の整備						● ・災害への備えの推進 ・災害時の体制の整備

■施策体系表

将来像	基本理念	基本方針	施策	具体的なアクション
全ての人が　共に理解し　支え合い　自分らしく暮らせるまち	障害のある人もない人も互いの考えや想いを理解し合えるまちをつくる 障害のある人に対して自然に合理的配慮が提供されるまちをつくる 障害のある人が自立して暮らせるまちをつくる	1　相互理解	(1)啓発・広報活動の推進	1　啓発・広報活動の推進 2　交流・ふれあいの促進 3　犯罪やトラブル防止のための啓発
			(2)地域福祉活動の推進	4　ボランティア活動の推進 5　障害者関係団体の活動支援 6　地域組織との連携 7　福祉教育の推進
		2　交流の促進	(1)社会参加の促進	8　社会参加の促進支援 9　外出に対する支援の充実 10　コミュニケーション支援の充実
			(2)生涯学習の充実	11　生涯学習の推進・文化活動の充実 12　スポーツ・レクリエーション活動の充実
			(3)障害者交流の国際化の推進	13　国際的な団体とのつながり 14　国際標準の交流の促進
		3　療育・保育・教育の推進	(1)療育・保育の充実	15　早期発見・早期療育体制の充実 16　保育所・幼稚園の体制の充実
			(2)インクルーシブ教育の充実	17　教育相談・就学支援の充実 18　インクルーシブ教育のための環境の充実 19　放課後や休日の居場所づくり
		4　生活の安定と自立の支援	(1)経済的安定のための支援	20　手当や年金等の給付 21　減免・割引制度の利用支援 22　工賃向上への支援
			(2)就労支援体制の充実	23　雇用の促進支援 24　就労の支援体制の充実 25　障害者雇用機会の拡充
			(3)福祉的就労の促進	26　雇用の促進支援

将来像	基本理念	基本方針	施策	具体的なアクション
全ての人が　共に理解し　支え合い　自分らしく暮らせるまち	障害のある人もない人も互いの考えや想いを理解し合えるまちをつくる 障害のある人に対して自然に合理的配慮が提供されるまちをつくる 障害のある人が自立して暮らせるまちをつくる	5　福祉サービスの充実と医療との連携	(1)相談支援の充実	27　相談体制の充実 28　障害のある人の権利擁護 29　虐待防止と早期対応
			(2)地域生活を支えるサービスの充実	30　地域生活支援体制の充実 31　地域移行の推進
			(3)医療との連携	32　医療サービスの利用促進 33　難病支援の充実
			(4)必要なサービスの整備	34　サービスの量の確保と質の向上
		6　生活環境の整備	(1)福祉のまちづくりの促進	35　公的住宅の活用 36　民間住宅のリフォーム(改造)の支援 37　公共建築物の整備 38　広範な公共施設の整備 39　福祉のまちづくりのための啓発
			(2)情報アクセシビリティの推進	40　情報アクセシビリティの推進
		7　防災・災害対策の整備	(1)災害への備えの推進	41　災害への備えの推進 42　障害のある人も参加しやすい防災訓練の実施
			(2)災害時の体制の整備	43　避難行動要支援者の把握と支援体制の充実 44　避難所における配慮 45　在宅避難のための支援 46　在宅避難時の支援

第4章　施策の推進

基本方針 1 相互理解

●● 基本方針の考え方 ●●

障害のある人とない人が、互いの権利や立場、さらには考え方や想いを理解し合いながら、地域の中で交流し、共に暮らせるまちづくりを進めていきます。

（1）啓発・広報活動の推進

	取り組み	内容
1 啓発・広報活動の推進	「障害者週間」の啓発広報	●「障害者週間」に、広報紙に障害の啓発広報を掲載する
	講座や講演会の開催	●焼津市自立支援ネットワークの各専門部会で検討した啓発活動を展開していく ●発達障害※の特性や適切な接し方を学ぶため、保護者や幼稚園教諭等を対象とした講演会・研修会等を継続開催する
	啓発活動への当事者の参画促進	●現在よりも、幅広い障害への理解を深めるための研修会等を、関係団体と共催しながら、市民同士の相互理解を進める
	市職員・教職員への研修	●基本的な知識の習得のための職員研修を継続して行う ●特別支援教育コーディネーター※や支援員向けの「特別支援教育連絡協議会」を継続して行う
2 交流・ふれあいの促進	市内イベントへの参加支援	●市内のまつりや社会福祉協議会が開催する福祉イベントにおいて、障害福祉関係団体や障害福祉サービス※事業所の出店の支援・促進、広報活動、障害者用駐車場の確保等を行う
	スポーツや文化を通じた交流機会の拡充	●地域のスポーツ教室や文化祭、音楽祭等で障害のある人とない人同士の交流を促進する ●参加者の固定を防ぐための工夫に努める

	取り組み	内容
2 交流・ふれあいの促進	地域活動支援センター※の活用	●障害のある人の居場所として、地域活動支援センター※における障害のある人同士や地域住民との交流を促進する ●遠方から地域活動支援センター※に通う人等に向けた移動支援方法を検討する
	総合福祉会館、大井川福祉センターの利用促進	●福祉拠点となる総合福祉会館「ウェルシップやいづ」や大井川福祉センター「ほほえみ」での催し等について、市民の意見を取り入れながら管理運営する
3 犯罪やトラブル防止のための啓発	消費者被害の防止	●障害のある人や介助者、家族等も含め、市民に消費者被害に関する啓発活動を行う ●消費者被害の相談について、対応する関係部署・機関等に迅速につなげる
	防犯のための啓発	●犯罪に巻き込まれる、または関わることがないよう、障害のある人や介助者、家族等も含め、市民に防犯に関する啓発活動を行う

（２）地域福祉活動の推進

	取り組み	内容
4 ボランティア活動の推進	地域福祉活動の担い手の育成	●市民に向けた手話奉仕員※養成講座・点字講習会や中学生に向けた点字講習会を継続して開催する
	ボランティア活動への支援	●ボランティアビューローの活動活発化に向けて、必要な資機材などを整備する ●ボランティア連絡協議会の運営支援を行う
	利用者とボランティアとの意見交換会の実施	●ボランティア利用者とボランティア団体との意見交換会により、ニーズの把握と交流を図る
	ボランティア情報パンフレットの作成・配布	●社会福祉協議会が作成する、ボランティア団体と活動内容が一覧となったパンフレットを継続的に作成・配布する
	青少年ボランティア活動の機会拡充	●中高生の「青少年ボランティア人材バンク」への登録促進を強化する ●安全にボランティア活動が行われるための対策を継続して講じる

	取り組み	内容
5 障害者関係団体の活動支援	意見交換の場の充実	●市と障害者関係団体との意見交換を毎年行い、制度の周知やニーズを把握する
	団体相互のネットワークづくりの支援	●障害者関係団体のネットワークづくりを支援し意見交換等による地域課題の抽出を図る
6 地域組織との連携	地域における共助の推進	●見守り員※や民生委員・児童委員※等で地域の組織づくりを推進し、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、障害のある人がいる世帯等を見守りながら援助する「ふれあいネット」を構築する
	地域における見守り体制の構築	●スマートフォン向けアプリ「みまもりあい」により、障害のある人を地域の中で見守り、緊急時には捜索することのできる体制を構築する ●地域の住民や組織、また、障害のある人や介助者、家族等に「みまもりあい」への登録を促す
	民生委員・児童委員※への研修の実施	●民生委員・児童委員※に対し、障害の特性や障害のある人に関する知識や理解を深めるための研修を実施する ●民生委員・児童委員※として、障害のある人に対して実際に対応できることを検討する機会を設ける
7 福祉教育の推進	学校における福祉教育の推進	●各校で福祉教育の計画を立て、「総合的な学習の時間」等を活用して児童・生徒の障害理解の促進を図る
	特別支援学級※との交流	●特別支援学級※配置校において、学校行事や給食や掃除、交流学習等により、障害の有無を超えて日常的な交流を促進する
	特別支援学校※との交流	●特別支援学校※の児童・生徒が居住地校に交流籍を置くことを見据え、地域の学校の児童・生徒と特別支援学校※の児童・生徒の学び合いや交流をさらに促進する

基本方針 2 交流の促進

●● 基本方針の考え方 ●●

障害のある人が地域社会に参加するための移動支援等を図るとともに、生涯学習や文化・スポーツ活動を推進し、社会参加の機会を充実させます。さらに、国内に限らず、様々な障害者団体と連携しながら障害者交流の支援を図ります。

（1）社会参加の促進

	取り組み	内容
8 社会参加の促進支援	地域行事・活動への参加の支援	●移動支援や会場誘導、駐車場の確保、優先席の設置等を合理的配慮※の視点から提供し、障害のある人が地域行事・活動に参加しやすい環境を整備する
	選挙における配慮	●投票所のバリアフリー※化や点字投票、代理投票、不在者投票制度の実施等により、障害のある人もない人も、投票がしやすい環境の整備を継続して進める ●選挙に関する法改正等による制度の変更について、情報提供に努める
9 外出に対する支援の充実	移動における支援	●ひとりでの外出が困難な障害のある人に、「焼津市移動支援ガイドライン」を周知する ●適切に移動支援サービス※が利用されるよう、県や圏域と明確な利用指針について協議する
	タクシー券の交付	●通院等で出掛ける機会の多い重度心身障害のある人に対し、タクシー券を交付する
	公共交通機関の運賃割引	●障害者手帳所持者の自主運行バスの運賃の割引を実施する ●手帳交付時に割引制度について、直接口頭で内容説明を行う
	ハンディキャブの利用促進	●屋外での移動が困難な障害のある人に福祉車輌「ハンディキャブ」を貸し出す
	自動車運転免許の取得などの費用助成	●自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の助成を実施する

	取り組み	内容
9 外出に対する支援の充実	車いす・磁気ループ※の無料貸出	●車いす及び磁気ループ※の無料貸出を実施するとともに、周知を行う
	障害のある人に配慮した駐車場の拡充と周知	●各施設における障害者用駐車場の拡充を図り、市民に周知を行う ●「静岡県ゆずりあい駐車場制度」の利用者証を交付する
10 コミュニケーション支援の充実	手話通訳者や要約筆記者※の派遣	●平成 30 年度から市内で手話言語条例がスタートすることを踏まえ、手話通訳者や要約筆記者※の派遣を継続して実施し、手話言語の普及を図る
	福祉事務所への手話通訳者の配置	●平成30年度から市内で手話言語条例がスタートすることを踏まえ、福祉事務所に専任手話通訳者１名を配置し、聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図り、手話言語の普及を図る
	手話通訳者や要約筆記者※、点訳者の育成	●養成講座の開催により、手話通訳者や要約筆記者※、点訳者の育成を行う
	有資格者の登録制度の推進	●広報紙への掲載等により手話通訳者登録制度、要約筆記者登録制度を啓発し、人員確保に努める

（２）生涯学習の充実

	取り組み	内容
11 生涯学習の推進・文化活動の充実	各種講座や自主講座への参加促進	●障害の有無によらず、すべての市民の市民文化講座、公民館講座、自主講座への受け入れに努める ●障害のある人の参加にとって障壁となる施設の老朽化については、公共施設マネジメントに基づき、施設整備を検討する
	講演会などにおける支援	●聴覚障害のある人が気軽に参加できるよう、様々な分野の講演会において、手話通訳や要約筆記※を配置するよう呼びかける

	取り組み	内容
11 生涯学習の推進・文化活動の充実	文化・芸術活動の促進	●文化・芸術活動の公表の場を設けるため、市役所庁舎内等において作品展を開催する
	図書館資料の充実と利用促進	●視覚障害者情報総合ネットワークに加盟し、録音図書の貸出の充実を図り、障害のある人の図書館の利用を促進する ●音訳版の図書館だよりや音訳版・点訳版の利用案内を希望者に配布する
	図書の郵送貸出サービスの実施	●視覚や身体等の障害により来館が困難な利用者に図書や雑誌の郵送貸出を実施する
12 スポーツ・レクリエーション活動の充実	障害者スポーツの周知	●車椅子バスケットボールナショナルチームの強化合宿の開催をきっかけとして、市民の障害者スポーツの認知度を高める ●「みなとマラソン大会」の「障害者部門」の導入を計画的に進め、市民の障害者スポーツの認知度を高める
	スポーツ大会出場者報奨金の交付	●障害者スポーツに取り組んでいる競技者について情報収集し、メディアを通じて広報活動を行う ●優れた成績を収めた選手やチームに対する報奨金制度を整える
	ニュースポーツフェスティバルの開催	●障害の有無に関わらず参加・交流ができるニュースポーツについて、高齢者施設や小中学校の特別支援学級※等に広報活動を積極的に行い、出前講座として普及させる
	「水に親しむ集い」の開催	●障害のある人にとっては日頃の練習成果の披露や参加者同士の交流の場、ボランティアの人にとっては障害のある人を支援し、ふれあう場となるよう、「水に親しむ集い」を開催する
	指導員の育成	●焼津市スポーツ推進委員会、地域体育組織連絡協議会と連携して障害者スポーツをテーマとした研修会や実技指導を行い、スポーツ指導員やレクリエーション指導員の育成に努める

（３）障害者交流の国際化の推進

	取り組み	内容
13 国際的な団体とのつながり	国際的な障害者スポーツ団体とのつながりの構築	●パラリンピック陸上競技モンゴル国選手団の事前合宿地となったことをきっかけに、国際的な障害者スポーツチーム等とのつながりを維持・強化する
	「デンマークキャンプ in 焼津」の継続的な実施	●平成 29 年７月に開催した「デンマークキャンプ 2017in 焼津」を継続的に実施し、焼津市役所と他の後援団体や協賛企業とのつながりを維持・強化する
14 国際標準の交流の促進	国際的な障害者スポーツの周知	●東京オリンピック・パラリンピックの「ホストタウン」として、障害者スポーツについての認識を市民に広げる
	「デンマークキャンプ in 焼津」の周知	●「デンマークキャンプ in 焼津」の取り組みを事業者や市民に周知し、障害者と健常者がともに学ぶデンマークの「エグモント・ホイスコーレ」における、障害の考え方や障害のある人との交流の様子について啓発する

基本方針 3 療育・保育・教育の推進

●● 基本方針の考え方 ●●

障害のある子どもの能力と可能性を伸ばすため、障害の早期発見体制の充実を図るとともに、療育・保育・教育環境を整備します。また、地域や学校において、障害のある子どもとの交流を持つことで、地域で子どもを育てる意識を高めるとともに、障害のある子どもの成長を見守る環境をつくります。

（1）療育・保育の充実

	取り組み	内容
15 早期発見・早期療育体制の充実	**早期発見・支援体制の充実**	●乳児家庭全戸訪問、乳児健康診査、１歳６か月児・３歳児健康診査を実施し、子どもの病気や障害の早期発見に努めるとともに、その家族を支援する体制を充実させる ●幼児巡回相談を実施し、市内の幼稚園・保育園に就園した児童の発達特性の発見・対応に注力する ●認可外保育所の児童に対応するため、母子保健分野の関連機関との連携を強化する ●こども相談センターで幼児期に関わっていた児童について、「発達支援ファイル」等を活用し、小学校へ児童の状態と支援を適切に引き継ぐ
	児童発達支援センターの活用	●療育の必要性の検討や児童発達支援※の質・量の評価、サービス量の検討ができるよう、発達支援調整会議の充実を図る ●児童発達支援センターと連携し、就学支援に取り組むとともに各種教室を開催する
	早期の言語指導の実施	●言葉に対して不安のある未就学児を対象に言語指導を行う ●指導員の研修を継続して行う
	言語聴覚療法の実施	●市立病院リハビリテーション※技術科で、吃音、難聴などの障害を持つ子どもへの言語聴覚療法を行う

	取り組み	内容
15 早期発見・早期療育体制の充実	関係機関の連携強化	●0歳から18歳までの発達支援の情報の引き継ぎについて、発達支援ファイルを活用し、保護者が次のライフステージに発達支援の情報をつなぐ ●ネットワークの活用により、関係機関でも情報の引き継ぎを行う体制の整備を行う
	支援情報の引き継ぎ	●こども相談センターにおいて支援していた障害のある幼児について、小学校へ適切に必要な情報を引き継ぐ ●発達支援ファイルを活用し、0歳から18歳までの障害のある児童の情報を、関係機関の間で引き継げる体制を整備する
	支援体制の整備	●幼児巡回相談で対応した児童は各幼稚園・保育所等において、要療育児は発達支援調整会議において、それぞれ支援方針を検討する ●幼児期に利用できるサービスの利用基準等を明確にするため、検討を進める
16 保育所・幼稚園の体制の充実	保育所・幼稚園職員への研修の支援	●発達支援につながる研修会等を継続して実施する ●大学教授や心理士による障害児保育に関する講演を開催し、また、意見交換を行う
	保育所・幼稚園への児童の受け入れ体制の整備	●保育施設の委託費への療育加算や民間保育所障害児保育事業費補助金の交付により、障害のある児童の受け入れ促進につなげる ●受け入れに際しては事前面談を行う
	適切な職員の配置	●保育所・幼稚園にて適切な職員配置（加配保育士・支援教諭の配置）を行う
	施設の整備	●障害のある児童の安全確保のため、施設・設備を整備及び修繕を継続して行う

（２）インクルーシブ教育の充実

	取り組み	内容
17 教育相談・就学支援の充実	教育相談の実施	●障害のある５歳から 14 歳（年長から中２）の児童・生徒の就学を対象に、次年度の就学や進路を見据えた教育相談を行う
	巡回相談の実施	●巡回相談員※や発達検査のできる特別支援教育相談員を配置し、小中学校等で保護者や学校と相談を行う ●長期的に適正な支援を行えるよう、こども相談センターにおける幼児巡回相談との連携を図る
	就学支援委員会による就学指導の充実	●児童・生徒の様子や保護者の意見と、就学支援委員会における医療、教育、心理分野の専門的な意見を踏まえ、適正な就学支援を図る
	保護者が相談できる場をつくる	●「焼津市立小･中学校の特別支援教育」パンフレットを毎年小中学校の全保護者に配布し、相談できる場の周知を図る
	進路支援の充実	●焼津市明るい未来を考える会で児童･生徒の情報共有を行い、特別支援学校※卒業後の進路支援を行う ●職業訓練校や普通高校、高等専修学校等へ進学した生徒の把握方法を検討する
	通級指導※教室の充実	●ことばの教室（言語に遅れがある児童対象）ややまなびの教室（発達障害※などのある児童対象）等の通級指導※教室により、発達の気になる子の支援を充実する ●県との連携や情報共有を図り、必要に応じて通級指導※教室の開設を進める
18 インクルーシブ教育のための環境の充実	小・中学校教職員に対する理解の促進	●特別支援教育※の推進重点項目を年度毎に示すとともに、「特別支援教育連絡協議会」等において実践的な研修を実施する
	特別支援教育コーディネーター※の配置	●各学校において特別支援教育コーディネーター※を指名し、発達障害※の疑い等のある児童・生徒を学校内の関係者や福祉、医療などの関係機関と連携して支援する ●特別支援コーディネーターの資質向上のための研修を実施する
	国・県への要望提出	●国・県に対して、障害のある児童・生徒を指導する教員の加配や支援員の配置措置、定員の引き下げの要望を継続する
	教育施設・設備の整備	●特別支援学級※や通級指導※教室の開設等、特別支援教育※の充実を計画的に図るとともに、市内全域に設置した特別支援学級※を充実させる

	取り組み	内容
19 放課後や休日の居場所づくり	**障害のある児童・生徒の放課後支援の充実**	●保護者が昼間いない場合に、障害のある児童を預けることができる場を提供する ●障害のある児童の受け入れに必要となる専門的知識等を有する指導員を配置するなど、受け入れ体制の充実を図る
	公共施設の活用促進	●公民館の建て替え時は、ふれあいホールのような子どもや親子の居場所の確保に努める ●児童センター「とまとぴあ」には児童厚生員（児童の遊びを指導する者）を配置して児童の健全な発達を支援しており、障害者施設などの団体利用等にも対応する ●「ターントクルこども館」の新設を推進し、障害のある児童と保護者の居場所の増加を図る

基本方針 4 生活の安定と自立の支援

●● 基本方針の考え方 ●●

働く意欲を持つ障害のある人の適性と能力に応じた就労の場の確保と工賃向上を支援するとともに、企業や関係機関との連携のもとで、地域での自立した生活の実現をめざすことのできる環境づくりや仕組みづくりを進めます。また、各種手当や助成等の適切な利用を促すことや減免・割引制度の利用支援を行うことにより、経済的に安定した生活の実現をめざします。

（1）経済的安定のための支援

	取り組み	内容
20 手当や年金等の給付	障害のある人への各種手当や年金の充実	●特別障害者手当や特別児童扶養手当、静岡県心身障害者扶養共済年金制度等の各種手当や年金について、該当者や関係機関・団体、また、市民に広く周知を行う
	各種手当・制度の周知方法の検討	●各種手当や制度について、ホームページへの掲載、該当者への直接口頭説明、民生委員、障害者団体、施設職員等への制度周知を行う ●医療費助成の制度改正時には、該当者への個別周知と広報への掲載等による広範な周知を図る
	社会福祉協議会における貸付制度の周知	●市の社会福祉協議会と連携し、各種資金の貸付制度についての周知を図る
	年金に関する相談	●窓口や電話による障害年金の相談を受け付ける
21 減免・割引制度の利用支援	手帳取得への支援	●減免・割引制度が受けやすくなるよう、相談支援事業所等と市の役割を明確にしながら、障害者手帳の未取得者への取得促進を図る
	軽自動車税の減免手続きの簡略化	●継続して軽自動車税の減免手続きを申請する人に対して、申請の簡素化を続ける ●減免の対象となる自動車について、他部署と連携しながら確認する

	取り組み	内容
22 工賃向上への支援	工賃向上のための支援体制	●委託作業共同受注や物販・役務の場の提供により、工賃向上を支援する ●優先調達推進法に基づく調達方針による目標額を増額し、庁内への呼びかけを強化する
	自主製品パンフレット作成	●障害福祉サービス※事業所の自主製品や役務の情報を掲載・更新し、インターネット上で共有できるよう対応する
	共同製品の開発	●市内事業所が複数で協力し合うことにより、大型の受注を受けられるよう調整を図る
	官公需※の拡大	●市の障害福祉サービス※事業所からの自主製品の購入について、授産製品のデータ更新や通知を送付するなどして、目標額の達成を図る
	調達方針や実績の公表	●障害福祉サービス※事業所からの物品などの調達方針や実績の公表を継続的に行うとともに、目標額を徐々に上げていく

（２）就労支援体制の充実

	取り組み	内容
23 雇用の促進支援	企業の障害者雇用への理解促進	●企業に対し、国・県と連携し障害のある人の雇用促進につながるよう、情報や制度の周知を図る ●自立支援ネットワークで雇用促進のためのプロジェクトを立ち上げ、指定一般相談支援事業所・ハローワーク等と連携し取り組みを検討する
	障害者雇用における配慮の研究	●平成 30 年度より開始される就労定着支援※サービスの利用促進を図る ●相談支援や事業所との意見交換等の中から、当事者の希望を把握し、希望に合った支援を図る
	法定雇用率※達成のための取り組み	●ハローワークと連携し、対象企業への制度・状況の周知、及び障害のある人の就労状況・特性等の理解を促進し、地域での雇用へと繋げ、法定雇用率※の達成をめざす取り組みを行う

	取り組み	内容
24 就労の支援体制の充実	ジョブコーチ支援制度の周知	●ジョブコーチ※が在籍している社会福祉法人や企業と連携し、併せて周知を図る ●県が行うジョブコーチ養成研修等の周知を行う
	障害福祉サービス※の事前利用の促進	●就職希望がある障害のある人に障害福祉サービス※を提供し、生活リズムの構築や作業能力の向上を図る。また、早期のサービス提供のため、行政・相談・事業所の情報共有の仕組みを強化する
	障害福祉サービス※から一般就労への意向の活性化	●市内の通所事業所及び相談支援事業所が、福祉サービスから一般就労への移行の流れについてイメージを持てるように、モデルケースの構築を図る
	就労定着の促進	●障害のある人の就労が定着するように、平成 30 年度に創設される就労定着支援※と併せ、自立支援ネットワークでも定着のためのプロジェクトを立ち上げ、指定一般相談支援事業・ハローワーク等と連携しながら支援に関する取り組みを検討する
25 障害者雇用機会の拡充	実習生の受け入れ	●特別支援学校※から、市関連施設の職場体験をする実習生の受け入れを継続的に行う ●特別支援学校※との連携を強化し、受け入れる実習生の増加を図る
	市関連施設での雇用	●法定雇用率※を遵守し、正規職員及び臨時職員の積極的な雇用に努める
	公契約における配慮	●建設工事の総合評価競争入札制度において、障害者雇用状況を評価項目として設置する

（３）福祉的就労の促進

	取り組み	内容
26 雇用の促進支援	福祉的就労の場の充実	●今後、就労支援サービスの定員の増加や就労継続支援※と就労移行支援※を併せた多機能型事務所の設置が見込まれており、利用者の適性を見極め、能力に合ったサービスの利用を促す
	通所費の助成	●在宅の障害のある人が、市内の就労支援サービス等に通所するために要するバス運賃費用の一部を助成する

基本方針 5 福祉サービスの充実と医療との連携

●● 基本方針の考え方 ●●

地域での暮らしを将来にわたって支えるため、生活支援サービスの充実や障害のある人の虐待防止や権利擁護を遂行するための相談体制の確保、サービスの量の確保と質の向上を図るとともに、保健・医療との連携による取り組みを充実させ、障害のある人とその家族の暮らしを支援します。

（1）相談支援の充実

	取り組み	内容
27 相談体制の充実	相談支援体制の充実	●学校教諭や保健師、保育士、臨床心理士※による、幼稚園・保育所等への幼児巡回相談や発達に不安のある幼児、運動面での不器用さ等をもつ年長児を対象とした教室を継続的に行う ●臨床心理士※による発達相談や検査を継続的に実施する
	サービス等利用計画の作成体制の整備	●サービス等利用計画を円滑に作成できる体制を整備する ●新規で障害福祉サービス※を利用する人に対応できるよう、各事業所等における相談支援専門員初任者研修の受講を勧め、支援員の確保を図る
	基幹型相談支援センター※の設置	●基幹型相談支援センター※の設置・形成に向けて、相談支援事業を行う事業所の増加を図る
	ピアカウンセリングの実施	●障害者相談員を設置し、ピアカウンセリングを継続的に実施する。
	発達障害※のある人への支援体制の整備	●発達支援の関係機関で構成する「焼津市発達支援ネットワーク」により、ライフステージごとに途切れのない支援体制を構築する ●発達支援コーディネーターと連携し、市民に対する知識の普及や啓発に向けた取り組みを検討する

	取り組み	内容
27 相談体制の充実	発達障害児連絡会の開催	●発達に課題を抱える子どもに関わる教育・福祉・医療関係者が定期的、継続的に勉強会を行うとともに、今後は高等学校の参加も促進する
	介護保険制度と障害福祉施策との連携	●障害福祉サービス※利用者が円滑に介護保険サービスを利用できるよう、介護サービス事業者からの情報を聴取する等障害者への支援を図る
28 障害のある人の権利擁護	権利擁護制度※の利用推進・周知	●成年後見センターと連携しながら権利擁護制度※の利用支援・周知を行う
	日常生活自立支援事業※の利用促進	●社会福祉協議会の生活支援員等から、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行うとともに、さらなる制度の周知・普及に努める
	成年後見制度※の利用促進	●判断能力が著しく不十分な市民に、財産管理などの法律行為を行う成年後見制度※の周知や市長申立手続きの実施を行う ●市民後見人の周知・啓発や育成を推進し、成年後見制度※の利用体制を充実させる
29 虐待防止と早期対応	障害者虐待防止法※の周知	●市民や関係機関に対して、障害者虐待防止法※や虐待があった際の相談窓口の周知・啓発を引き続き行う
	早期対応への体制の充実	●虐待発見後の一時避難所の確保等、緊急時の対応について自立支援ネットワーク全体会等で呼びかけ、早期対応への体制整備を図る ●こども相談センターや児童相談所等の相談機関との相互連携により、虐待の予防や支援を行う

（２）地域生活を支えるサービスの充実

	取り組み	内容
30 地域生活支援体制の充実	ホームヘルプサービスの充実	●ホームヘルプサービスにおいて、24 時間体制や休日対応の実施事業所の確保や介護人材の拡充に努める ●居宅介護事業所による自主グループで、質の向上に向けた協議を行う
	短期入所※（ショートステイ）の利用の推進	●介助者の急病など緊急時の対応や介助の負担軽減のため、短期入所※（ショートステイ）の利用を推進する ●高齢者施設にも受け入れを依頼するなど、各事業所と協力し、利用者の障害の特性に合った施設の利用を促す

	取り組み	内容
30 地域生活支援体制の充実	**生活介護※の充実**	●常時介護が必要な障害のある人に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会の提供・充実を図る
	訪問入浴サービスの充実	●自宅の入浴設備での入浴が困難である在宅の重度身体障害のある人に、専門スタッフが自宅に訪問して行う入浴サービスを提供する
	日中一時支援事業の推進	●日中一時支援事業の利用を推進し、障害のある人の日中活動の場の提供、また、家族の就労支援や休息の確保を図る
	重症心身障害児（者）※の在宅支援の充実	●平成 30 年度以降に市内に新設予定の、重症心身障害児（者）※向けの生活介護※事業所及び放課後等デイサービスの利用を促進する
	日常生活用具※給付・補装具費支給の実施	●重度の障害のある人・児童等を対象に、日常生活の手助けとなる日常生活用具※給付や補装具費を、対象品目を見直しつつ、引き続き支給する
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成	●18 歳未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある児童を対象に、補聴器購入・修理などの費用を一部助成する
31 地域移行の推進	**関係機関との連携強化**	●保健所や病院との連携の下、長期入院者の退院へのニーズを把握して地域に必要な資源についての課題を見つけ出し、必要なサービスの充実を図る
	地域移行支援事業、地域定着支援※事業の推進	●志太榛原圏域及び本市の地域移行地域定着専門部会において、地域移行の課題と対策について引き続き検討を図る
	地域移行のためのサービス提供の基盤整備	●本市の地域移行地域定着専門部会において、地域移行したケースを把握して病院や施設から出て地域で暮らすために必要な資源を検討・具体化する ●グループホーム※の整備、ソフト面では相談支援体制の強化など様々な課題について整備する

（３）医療との連携

	取り組み	内容
32 医療サービスの利用促進	医療機関・教育機関との協力	●医療機関や教育機関と協力し、医療や福祉サービス提供に関わる各ケースに対応する
	医療に関する情報提供の充実	●医師会や歯科医師会などの関係団体の協力を得て、医療に関わる情報提供を行う
	難聴者への支援	●難聴のある人・児童の補聴器のフィッティング等について、難聴のある人には補聴器販売店への紹介を行い、難聴のある児童には「聞こえの問題と補聴器相談」を実施する
	歯科相談の充実	●歯科医師会と連携し、障害のある人から歯科診療の相談があった際に、市内の障害者歯科相談医を紹介する
	訪問看護サービスの充実	●障害のある人が、在宅で療養生活が送れるよう、訪問看護サービスの充実を図る
	専門職員の配置とサービス提供者の医療知識の向上	●医療知識を持つ看護師が配置されている事業所に補助金を交付し、在宅の重症心身障害児（者）※が利用する事業所等での看護師配置を促進する
	医療費の助成	●重度心身障害者（児）医療費助成制度により、障害のある人の医療費の負担軽減を図るとともに、制度説明等による利用促進を図る ●精神入院等医療費について助成するとともに、並行して予防事業の充実を検討する ●自立支援医療※（更生医療・育成医療）の給付に関しては、病院からの斡旋に基づき給付を行う
	「精神保健福祉のしおり」の配布	●医療や年金の制度等の情報を提供するため、「精神保健福祉のしおり」を作成・更新し、病院や地域福祉課窓口、相談支援事業所に来所した人に配布する
	精神障害者家族教室などの開催	●NPO※法人焼津心愛会と共催で精神障害のある人の家族教室を開催するなど、精神障害について、家族をはじめ、地域や職場等も精神障害への知識や理解を深めたり、お互いに悩みを話し合えたりする場を提供する
	精神保健福祉講演会の開催	●精神疾患についての講演会を毎年開催し、うつ自殺対策として疾患の理解や予防、対応方法等、地域や職場の人の理解を深めるための場を提供する。

	取り組み	内容
32 医療サービスの利用促進	ひきこもり対策の実施	●青少年教育相談センターへのひきこもりに関する相談ケースは、引き続きハローワークや静岡地域若者サポートステーションへ紹介する ●青少年教育相談センターでの相談体制を強化するため、子ども若者支援地域協議会や静岡地域若者サポートステーション、学校警察連絡会との情報交換等に努めるなど、連携を図る ●疾病や障害のあることが疑われるケースは、引き続き保健所のひきこもり相談や委託相談事業所に照会する
	ゲートキーパー※の養成	●自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー※」の役割を担う人材を養成することにより、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図る。
	高次脳機能障害※のある人への支援	●自立支援ネットワークにおいて、高次脳機能障害※のある人の個別の支援方法の検討や民生委員への高次脳機能障害※の周知を図る
	失語症や高次脳機能障害※の訓練や相談の実施	●失語症や高次脳機能障害※のある患者への訓練・相談を引き続き実施する ●市立病院の失語症や高次脳機能障害※の患者が集う「さざなみの会」の開催を支援するとともに、病院内だけでなく全市に広めていく
33 難病支援の充実	難病支援の充実	●平成 25 年４月から、障害者総合支援法※に基づいて難病患者に障害福祉サービス※の支給を行っており、今後、対象となる難病の拡大や変更があった場合、速やかに周知し、適切にサービスを運用する

（４）必要なサービスの整備

	取り組み	内容
34 サービスの量の確保と質の向上	入所施設の確保	●市内唯一の入所施設である大井川寮により受け入れ体制を確保する ●入所施設を代替する在宅サービスの提供施設を検討する
	グループホーム※の整備の支援	●新たにグループホーム※を提供しようとする事業所のサービス立ち上げに協力し、見込み量を確実に確保する
	ふじの国型福祉サービス※の推進	●今後、共生型サービスについて、障害福祉サービス※事業者及び介護保険事業者と協議を進め、提供を検討する ●医療機関に短期入所※施設の提供を依頼するなどして、医療的ケアができる短期入所※施設の整備を図る
	サービス量の確保	●相談支援専門員と協議を行い、現在必要量が確保できていないサービスについて、利用者に真に必要であるかを見極め、必要に応じてサービスへの新規参入や定員拡充を呼びかける
	サービス提供者の質の向上	●サービス提供者が互いに情報共有や関係づくりを行い、サービスの質の向上を図れるよう、焼津市障害者自立支援ネットワークの各連絡会を継続的に開催する
	居宅介護支援事業所の障害福祉サービス※の理解向上	●居宅介護支援事業所に対し、障害のある高齢者への支援方法等を学ぶ場を定期的に設置し、障害福祉サービス※への理解促進を図る
	研修会や講演会への参加呼びかけ	●メール等を利用し、なるべく多くのサービス提供者に、市や県などが開催する研修会や講習会の情報発信を継続して行う ●人員育成に関する情報について、今後の需要の拡大や事業を展開する可能性等を見越して、ターゲットを絞って情報提供を行う

基本方針 6 生活環境の整備

●● 基本方針の考え方 ●●

障害のある人の日常生活や社会参加などを阻む物理的、心理的な障壁を除去するとともに、住まいの場の確保を支援し、援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、障害のある人が必要な情報の取得を円滑に行えるよう、情報アクセシビリティ※の推進に取組みます。

（1）福祉のまちづくりの促進

	取り組み	内容
35 公的住宅の活用	市営住宅のバリアフリー※化	●比較的出入りが容易な低層階の部分的な改修から、優先的に実施する
	市営住宅への優先入居	●障害のある人に対応した住戸を公的住宅の低層階に確保し、障害や年齢等の条件を問わずに入居できるよう管理する
	空き家の活用	●空き家となっている市営住宅について、グループホーム※や施設での生活の体験ができる場などに転用されるよう、検討を進める
36 民間住宅のリフォーム（改造）の支援	建築よろず相談の実施	●月に１度、市民相談室で地元の建築士が住宅の耐震化やバリアフリー※住宅等の相談に応じる
	耐震診断や補強工事の促進	●耐震上の不安がある住宅や障害者関連施設の所有者に、耐震診断や補強工事の実施についての指導や助言を行う ●耐震補強工事費用の一部を助成し、障害のある人がいる世帯には、補助の上乗せを行う
	重度身体障害者等住宅改造助成事業	●在宅で生活する重度身体障害のある人等に、居宅生活動作補助用具を給付する

	取り組み	内容
36 民間住宅のリフォーム(改造)の支援	**生活福祉資金(住宅資金)貸付制度の実施**	●他から融資が受けられない収入の少ない世帯、高齢者世帯、障害のある人がいる世帯に、住宅の増改築や補修などを行う場合の資金の貸付を行う
	パンフレットによる制度の周知	●住環境に関する各種助成制度の概要が掲載されたパンフレットを関係部局の窓口に配置する
37 公共建築物の整備	**公共施設のバリアフリー※化の促進**	●公共施設の新築や増築にあたっては、段差の解消や手すりの設置、円滑な動線の確保等、バリアフリー※やユニバーサルデザイン※に配慮された施設整備に努める
38 広範な公共施設の整備	**公園・緑地のバリアフリー※化の促進**	●公園・緑地の新設及び改修にあたっては、バリアフリー※に対応した施設の設置を進める
	視覚障害のある人への配慮	●歩道付き道路の整備にあたっては、視覚障害者用誘導ブロックの設置を進める
	低床バス※の運行	●低床の自主運行バスの運行状況を維持するとともに、常に低床バス※が運行しているよう、運行事業者に働きかける
	駅前広場の適正な維持管理	●誰もが利用しやすい駅前広場に向けた維持管理を行う
39 福祉のまちづくりのための啓発	**交通規範に関する意識啓発の推進**	●「歩道に自動車や自転車、看板を置かない」「点字ブロック※の上に物を置かない」等、モラル向上に向け、広報紙を通して市民に啓発する ●焼津市交通安全対策協議会の関係機関や団体と連携し、静岡県交通安全協会焼津地区支部の交通指導員を中心に、幅広い年齢層に向けた交通安全教室や講話等を行う
	放置自転車や看板の撤去	●道路上に置かれた看板等の不法占有物の所有者に対して、移動・撤去するよう指導する ●警察署や商店街等と連携し、自転車等放置整理区域を中心に不当に放置してある自転車の警告と撤去を行うとともに、放置自転車の減少に向けたＰＲ活動を行う

（２）情報アクセシビリティの推進

	取り組み	内容
40 情報アクセシビリティの推進	広報やいづの点訳版、音訳版の作成	●「広報やいづ」の点訳版及び音訳版を作成し、視覚障害のある人へ行政情報等を提供する
	障害者福祉ガイドブックの配布	●障害者手帳交付時に、各種の手続きやサービス内容を紹介する「障害者福祉ガイドブック」を配布する ●点訳版及び音訳版ガイドブックを作成する
	日常生活用具※の給付	●障害福祉サービス※である日常生活用具給付事業として、障害のある人の状況に応じた情報機器の給付を行う
	IT講習会の開催	●視覚障害のある人を対象に「ＩＴ講習会」を開催し、パソコンや携帯電話等の基礎的な操作方法を習得してもらうとともに、視覚障害者サポートネットの紹介等を図る
	電子申請の拡充	●手話通訳者派遣申込、車いす借り入れ申請、はり・きゅうマッサージ補助申請、重度心身障害者（児）医療費助成受給者証再交付について、それぞれ電子申請を受け付け、手続き等をサポートする
	ホームページのアクセスのしやすさの向上	●JIS 規格に対応させるなど、アクセシビリティ※を意識したホームページの作成・運用を行う ●ホームページ作成新任職員を対象に、アクセシビリティ※の研修を毎年実施する
	最新の情報提供体制の整備	●制度改正に合わせて障害者福祉ガイドブックを毎年度改訂するとともに、該当者への個別通知、広報掲載、関係者への説明等により、情報提供を行う ●ホームページの情報を随時更新し充実させる

基本方針 7 防災・災害対策の整備

●● 基本方針の考え方 ●●

災害時や緊急時に、障害のある人の安否確認や避難などに対する支援体制の整備を促進するとともに、避難所などにおいても障害のある人が安心して過ごせる体制の整備を進めます。誰もが地域で安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、防災・災害対策を強化します。

（1）災害への備えの推進

	取り組み	内容
41 災害への備えの推進	やいづ防災メールへの登録呼びかけ	●地震や津波、気象情報等の災害に関する情報について、聴覚障害等の特性に応じた情報発信が可能となる「やいづ防災メール」への登録を呼びかけるとともに、登録作業の支援を行う
	災害情報ホームページの周知	●焼津市管内の災害情報をリアルタイムで更新している「災害情報ホームページ」について、閲覧者が見やすく、わかりやすく、スマートフォンにも対応したデザインに変更する
	ファクス 119 番	●聴覚に障害のある人、うまく電話で話ができない人からのファクスによる火災・救急の通報を受信します。また、「通信用ファクス用紙」などの利用方法を周知する
	防災対策用具の給付	●在宅重度身体障害者防災対策用具給付事業により、情報関連機器（音声式携帯電話）や人工呼吸用外部バッテリーなどを給付する

	取り組み	内容
42 障害のある人も参加しやすい防災訓練の実施	防災訓練への参加呼びかけ	●市内の訓練重点項目に要配慮者※に対する配慮を掲げ、自主防災会を通じて訓練に参加するよう呼びかけるとともに、コミュニケーションの実施について市内での事例を紹介する
	防災訓練での障害のある人への配慮	●防災訓練での取り組みを自主防災会役員向けに公開する『モデル地区提案型訓練』により、要配慮者※に対する取り組みを市内に波及させる ●他市町の防災訓練時の要配慮者※に対する取り組みについて、事例研究を進める
	障害福祉サービス※事業所における防災訓練の実施	●静岡県が指定する障害福祉サービス※事業所に対して、県や国から防災訓練に関わる情報提供の内容を周知する

（２）災害時の体制の整備

	取り組み	内容
43 避難行動要支援者の把握と支援体制の充実	避難行動要支援者避難支援体制の整備	●災害時の安否確認の重要性を周知しながら、世帯家族調べの際に、平常時において避難行動要支援者名簿の情報提供に同意する人の把握を行う
	災害時ボランティアコーディネーター※の育成・連携	●災害時に支援を必要とする人とボランティアを結びつける役割を担う災害時ボランティアコーディネーター※を育成し、平常時から相互に情報を交換できる体制を維持する
	災害時の支援マニュアルの作成	●自主防災組織の救助隊を対象にした救助活動マニュアルに基づいて継続的に実動訓練を行うとともに、市民への周知を図り、災害時に活用する

	取り組み	内容
44 避難所における配慮	避難所における障害のある人への配慮	●避難所運営を検討する自主防災会に、避難所運営組織に要援護者班を設けるよう指導するとともに、市民防災リーダー育成講座や出前講座等の場で要配慮者※に対する配慮の必要性を呼びかける ●平成 29 年度に改定された静岡県の避難所運営マニュアル及び焼津市福祉避難所設置・運営マニュアルの検証を進め、避難所の運営体制の強化を図る
	福祉避難所※の整備	●通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者※のための福祉避難所※について、さらなる確保に努める
45 在宅避難のための支援	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業	●住宅の耐震化は、『①けがをしない・死者を出さない、②自宅で生活する（在宅避難）』のために重要な事前対策であり、防災訓練時や出前講座などの機会に、建築指導課と焼津市木造住宅耐震補強推進協議会（やいづ耐震協）と連携し、制度の普及・啓発を行う ●地域防災訓練では、建築指導課とやいづ耐震協で編成する訓練支援チームを地域の訓練に派遣し、制度の普及・啓発を行う
	家具等転倒・落下防止器具取付サービス	●住宅の耐震化と併せ、自身の安全・速やかな避難行動のための重要な対策であるため、広報やＨＰへの掲載、チラシの回覧や出前講座などで、制度啓発と積極的利用を呼びかける
	感震ブレーカー等設置補助制度	●地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災の対策に効果があるため、広報やＨＰへの掲載、チラシの回覧や出前講座などで、制度啓発と積極的利用を呼びかける
46 在宅避難時の支援	避難行動要支援者支援チームの設置	●災害時は、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置される自主防避難所運営本部等との連携・情報共有等を行う
	福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	●障害福祉サービス※事業者等の保有する避難行動要支援者の居住状況等の情報を共有し、災害発生時には安否確認や救出救助に活用できる体制をつくる
	避難行動要支援者への対応	●平常時は、避難行動要支援者情報の把握、共有化、避難支援の整備及び避難支援計画の作成等を行う

第5章　計画の推進体制

1 庁内連携体制の強化

本計画は、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなど、多岐にわたる分野にも関わる計画として位置づけられます。そのため、庁内の関係各課との連携を強化し、計画の着実かつ効果的な推進を図っていきます。

2 地域における各関係機関・団体、企業との連携

障害のある人が住みなれた地域で安心し、自立した生活が送れるようにするためには、行政だけではなく、地域住民や地域における各関係機関・団体、企業の協力が必要であるため、相互の連携を強化しながら計画の推進を図っていきます。

3 焼津市障害者自立支援ネットワークの充実

本市では、障害の有無に関わらず、市民が共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に関わる関係機関が情報を共有し、地域課題の解決に向けた協議を行う機関として、平成 21 年より「焼津市障害者自立支援ネットワーク」を設置しています。

「焼津市障害者自立支援ネットワーク」は、全体会議と各連絡会で構成されています。各連絡会では、障害福祉関係機関のネットワークづくりや様々な支援を必要とする事例の検討などを行い、全体会議では、地域資源の整備など各連絡会だけでは解決できない課題について審議・検討し、施策への反映を行っています。

今後はさらにこの機能を充実し、地域における総合的な支援ネットワークとするために、各連絡会を課題別やプロジェクト別の体系に再構築する取り組みなどにより、関係機関などとの情報共有や連携の強化を図っていきます。

4 県、近隣市町との連携

「焼津市障害者自立支援ネットワーク」で出された地域課題などのうち、県や志太榛原圏域の近隣市町による広域での取り組みが必要な場合は、静岡県自立支援協議会や志太榛原圏域自立支援推進会議と連携していきます。

5 計画の進捗管理

国の「第４次障害者基本計画」では、計画の各分野に共通する横断的視点の１つとして、「PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進」を掲げています。そのため、本市でも障害者権利条約※第 31 条、第 33 条等の趣旨を踏まえ、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルによって本計画の進捗管理を図り、当事者・親等・支援者・行政が一体となって障害者施策を推進していきます。

また、「焼津市障害者自立支援ネットワーク」の全体会議において、定期的に計画の進捗状況の報告を行い、障害のある人や障害福祉関係者などの意見を反映します。

■行政評価

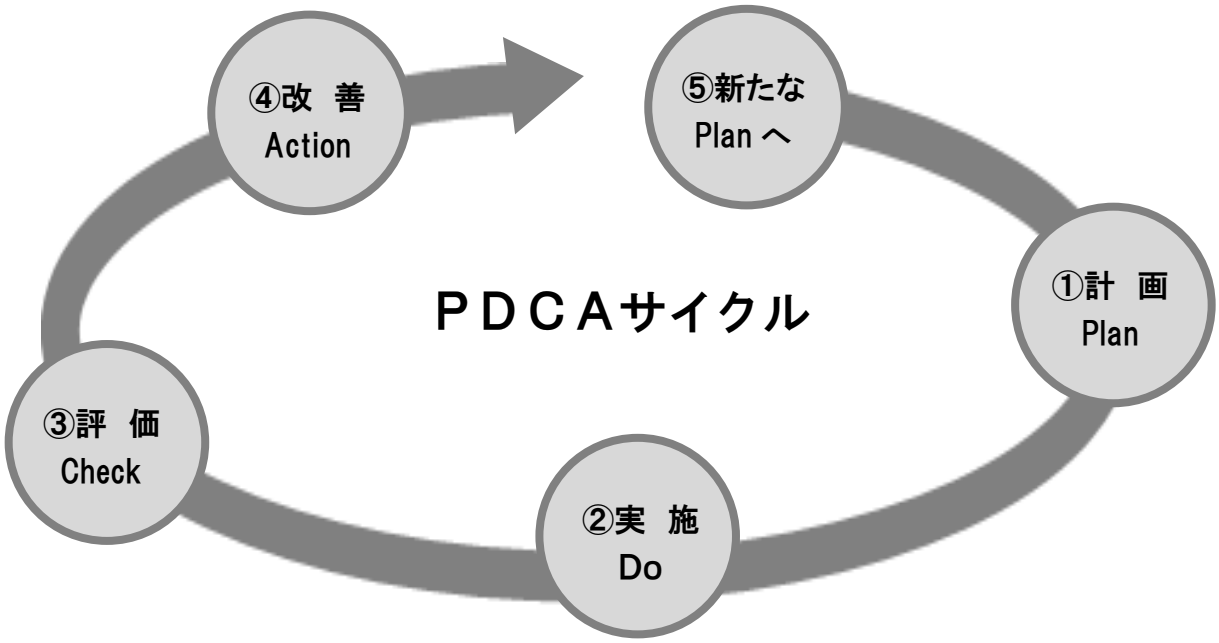

■障害者福祉計画実施・進捗のイメージ

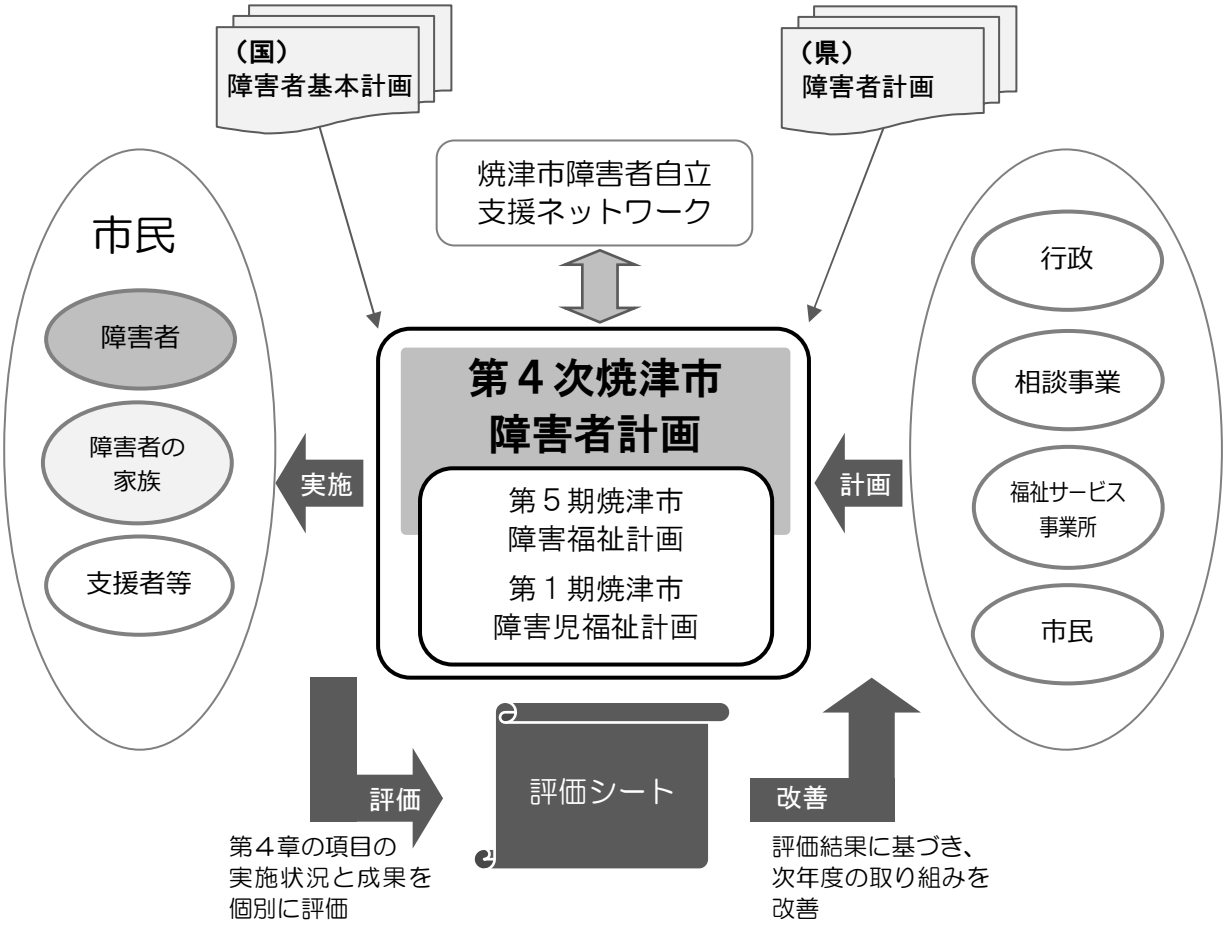

■焼津市障害者自立支援ネットワーク組織図

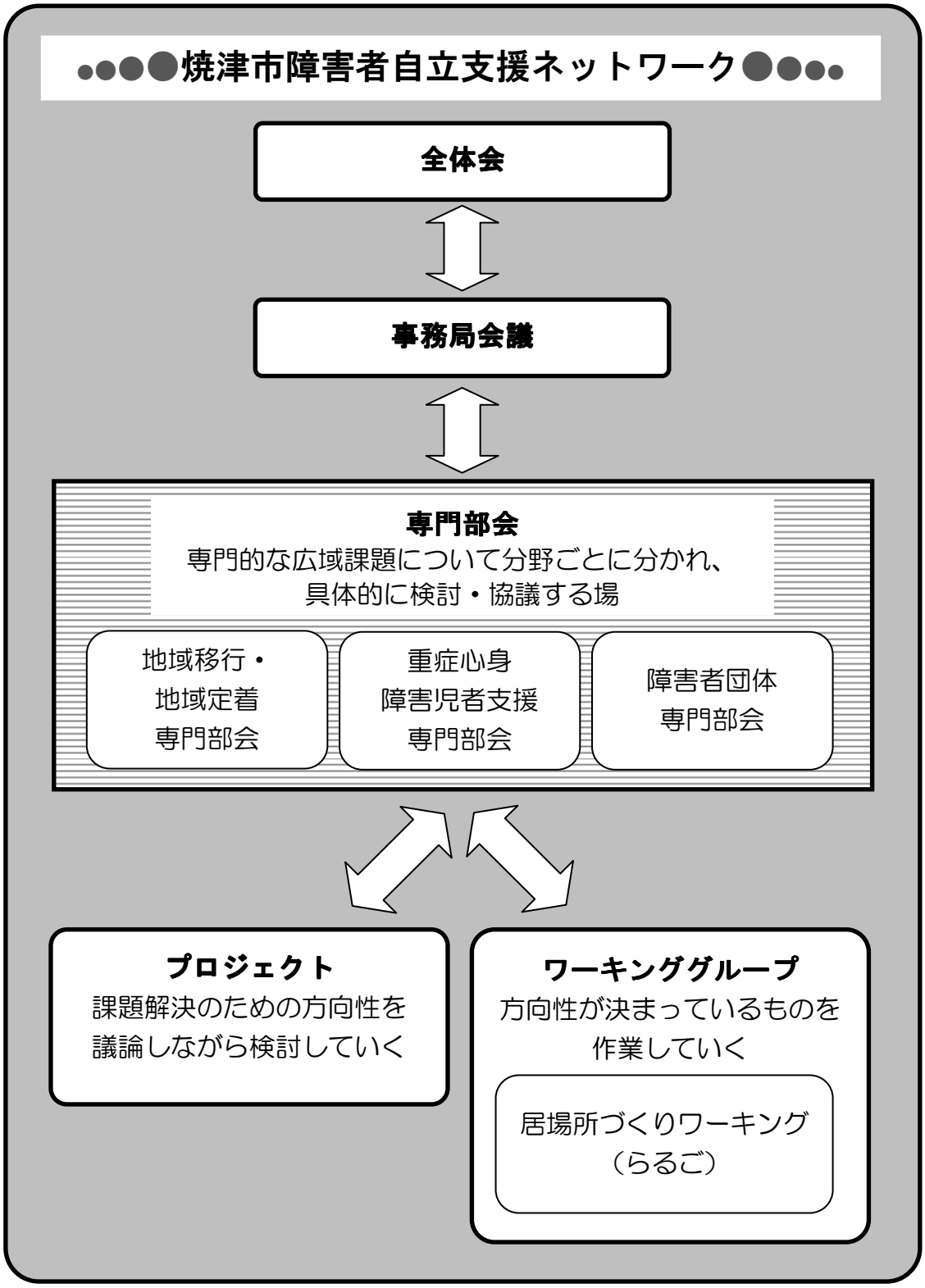

資 料 編

1 計画策定の経緯

開催日	内　容
平成 29 年２月 20 日～ ３月 13 日	アンケート調査実施
平成 29 年６月８日～９日	障害者団体へのヒアリング調査の実施
平成 29 年７月６日	第１回　焼津市障害者自立支援ネットワーク ・アンケート結果について ・障害者団体ヒアリング結果について ・庁内幹事会予定について
平成 29 年７月 13 日	第１回　第４次焼津市障害者計画庁内幹事会 ・障害者計画の概要について ・計画策定のスケジュールについて ・アンケート結果について ・第３次障害者計画の振り返り結果について ・団体ヒアリング結果について ・庁内ヒアリングの実施について
平成 29 年９月１日～20 日	障害福祉サービス事業所へのヒアリング調査の実施
平成 29 年９月８日～20 日	相談支援事業所へのヒアリング調査の実施
平成 29 年 10 月５日	第２回　焼津市障害者自立支援ネットワーク ・第４次焼津市障害者計画策定について
平成 29 年 11 月 16 日	第２回　第４次焼津市障害者計画庁内幹事会 ・前回からの追加項目について ・調査結果の整理について ・調査結果と基本方針との関係性について ・将来像及び計画の基本理念について ・施策の推進について ・計画策定スケジュールについて
平成 29 年 12 月 14 日	第３回　焼津市障害者自立支援ネットワーク ・第４次焼津市障害者計画策定について
平成 30 年１月４日 ～１月 26 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年２月８日	第４回　焼津市障害者自立支援ネットワーク ・第４次焼津市障害者計画策定について ・第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画について ・地域移行地域定着支援専門部会の課題について

2 障害者自立支援ネットワーク委員名簿

敬称略・順不同

	所　属	役　職	氏　名
1	焼津福祉会	理事長	池ヶ谷　聡
2	高風会	理事長	淵脇　一啓
3	焼津市身体障害者福祉協会	会長	山田　敏晴（会長）
4	焼津市重症心身障害児（者）を守る会	副会長	織田　智子
5	焼津市手をつなぐ育成会	会長	田村　正志
6	焼津市心愛会	理事長	櫻井　幸子
7	焼津市医師会	理事	夏苅　直己
8	焼津市教育委員会	指導主事	福田　陽子
9	藤枝市特別支援学校　焼津分校	副校長	酒井　喜章
10	ハローワーク焼津	所長	三浦　徹
10	嬰育会	理事長	奥川　辰次
11	空と大地と	理事長	大橋　妙子
12	静岡福祉大学	理事長	鈴木　政史（副会長）
13	駿遠学園	講師	櫻井　郁也
14	健康福祉部	福祉事務所長	河野　義行
15	静岡県障害政策課	主事	貝沼　芳美
16	焼津市民生委員児童委員協議会	副会長	釜田　和子
17	焼津市社会福祉協議会	地域づくり課長	服部　敬子
18	焼津市ボランティア連絡協議会	会長	鈴木　春子

3 第４次焼津市障害者計画策定庁内幹事会委員名簿

	役　職	補職名	氏　名
1	幹事長	健康福祉部長	河野　義行
2	副幹事長	健康福祉部次長	鈴木　英明
3	幹事	総務部　　総務課長	増田　浩之
4	〃	総合政策部　政策企画課長	飯塚　真也
5	〃	財政部　　財政課長	伊東　義直
6	〃	危機管理部　危機政策課長	河守　孝典
7	〃	市民部　　市民共働課長	渡辺　晃子
8	〃	健康福祉部　地域包括ケア推進課長	小泉　保
9	〃	介護保険課長	山本　智美
10	〃	健康づくり推進課長	吉田　和子
11	〃	こども未来部　次長兼子育て支援課長	見原　照久
12	〃	経済産業部　商業・産業政策課長	織原　照夫
13	〃	建設部　　土木管理課長	伊東　力夫
14	〃	都市政策部　都市デザイン課長	篠宮　和行
15	〃	環境部　　環境生活課長	嘉茂　豊一
16	〃	市立総合病院事務部　病院総務課長	清水　暁
17	〃	教育部　　教育総務課長	橋本　敏明
18	〃	生涯学習部　学校教育課長	冨田　明裕
19	〃	スポーツ振興課長	渋谷　和身

1	事務局	健康福祉部　地域福祉課長	石原　隆弘
2	〃	地域福祉課主幹	渡仲　貴之
3	〃	地域福祉課主幹	平岡　雅子
4	〃	地域福祉課主幹	山口　幸子
5	〃	地域福祉課主査	河口　典英

4 用語解説

あ　行

【アクセシビリティ】

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

【移動支援サービス】

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活で必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出時の移動を支援する。

【インクルーシブ教育】

障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とする教育。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童・生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

【ＮＰＯ（エヌ・ピー・オー）】

Non Profit Organization の略。医療、福祉、環境、まちづくりなど、様々な分野で行政・企業とは別に社会的活動をし、営利を目的としない民間非営利団体のこと。

か　行

【官公需】

国や市町村などの公共機関が物品を購入したり、役務の給付や工事の発注などをすること。

【基幹型相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度支援事業などの業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村直営または委託による設置等、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅介護の支給が必要と判断された障害のある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行う。（障害福祉サービス）

【グループホーム（共同生活援助）】

就労したり、通所施設に通っている障害のある人が、地域で自立生活を営むための援助を行う共同生活施設。（障害福祉サービス）

【ゲートキーパー】

地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気付き、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。国の自殺総合対策大綱においても、「ゲートキーパー」の役割を担う人材などの養成が目標に掲げられている。

【権利擁護制度】

知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援すること。

【高次脳機能障害】

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないすることがある。

【合理的配慮】

障害のある人と障害のない人との平等を基礎として、すべての人権と基本的自由を享有し、行使することを確保するための必要かつ適切な変更と調整のこと。特定の場合に必要とされるものであり、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないということが条件となる。

さ　行

【磁気ループシステム（磁気誘導無線装置）】

人が集まる会場や騒音が多い場所など、補聴器のみでは、周囲の雑音により音声が聞き取りづらい場合に、補聴器に直接音声を送り込むための機材。

【児童発達支援】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。（障害児福祉サービス）

【重症心身障害児（者）】

重度の肢体不自由と重度の知的障害を重複した状態にある児童（者）のこと。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行う。（障害福祉サービス）

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。（障害福祉サービス）

【就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）】

一般企業などで働くことの難しい障害のある人が働きながら、知識や能力を身につけるための訓練をする。雇用契約を結んで働くＡ型と、雇用契約を結ばずに働くＢ型がある。（障害福祉サービス）

【就労定着支援】

平成 30 年度から開始された障害福祉サービスであり、一般就労へ移行した障害のある人の内、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人等に対して、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス。（障害福祉サービス）

【手話奉仕員】

聴覚障害のある人と健聴者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、所定の講習を受けて手話の技術を取得することにより、社会参加を助ける担い手としての手話通訳を行う人。

【巡回相談員】

児童・生徒一人ひとりが必要とする支援の内容と方法を明らかにするため、市内各学校を巡回し、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童・生徒の支援を実施する者に対し指導、助言を行う人のこと。

【障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）】

平成 24 年 10 月に施行され、障害のある人の虐待を防止することを目的とし、虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。虐待を発見した際の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などが定められている。

【障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）】

平成 18 年 12 月に第 61 回国連総会で採択され、平成 20 年５月に発効した、障害者の人権条約。日本は、平成 19 年９月に署名している。教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害のある人に他者との均等な権利を保障すると規定している。

【障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）】

平成 28 年４月１日に施行され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、国や自治体、民間事業に、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている法律。

【障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）】

「障害者自立支援法」を改め、新たに成立した法律。「自立」に代わり新たに基本的人権を保障された個人としての尊厳を明記。障害者の範囲に難病等が加わるとともに、重度訪問介護の対象者の拡大などの方向性が示されている。

【障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）】

平成 25 年４月に施行され、障害者就労施設で就労する障害のある人などの経済面の自立を進めることを目的とし、国や地方公共団体などが物品やサービスを調達する際、優先的・積極的に障害者就労施設などから購入することを推進するために制定された法律。市においては、毎年度、調達方針の作成及び調達実績の公表をする必要がある。

【障害福祉サービス】

障害者自立支援法に基づく、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援するサービスのこと。「介護給付」と「訓練等給付」のサービスがある。

【ジョブコーチ（職場適応援助者）】

障害のある人が就労する際に、一緒に職場に出向いて様々な支援をする援助者。障害のある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

【自立支援医療】

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。障害の程度にあわせて次の制度が適応される。

●精神通院医療	精神疾患で通院による精神医療が継続的に必要な人。
●更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる人。
●育成医療	身体に障害がある 18 歳未満の児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる人。

【生活介護】
　常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。（障害福祉サービス）

【成年後見制度】
　障害などの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約を取り消したりする。

た　行

【短期入所（ショートステイ）】
　居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。（障害福祉サービス）

【地域活動支援センター】
　通所することで創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るなど、障害のある人の自立した地域生活を支援する場。

【地域定着支援】
　単身で生活する障害のある人や同居している家族の支援を受けられない者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態において相談支援を行う。（障害福祉サービス）

【通級指導】
　小・中学校の通常学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、障害の状態に応じて行う特別な指導。

【低床バス】
　乗り口から車内床面までの段差が１段のバス（ワンステップバス）と車高が低く段差のないバス（ノンステップバス）の総称で、高齢者や障害のある人などが乗り降りしやすいようになっている。

【点字ブロック】
　正しくは「視覚障害者用誘導ブロック」であり、視覚障害者に対する誘導または段差の存在などの警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されたブロックのこと。種類としては、移動の際の誘導を行うための平行線上の突起をつけた「線状ブロック」と、特定の場所を知らせたり警告したりするための点状突起をつけた「点状ブロック」がある。

【特別支援学級】

障害の程度が比較的軽い児童・生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。

【特別支援学校】

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年４月施行）」により創設され、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につける特別支援学校として位置づけられた。

【特別支援教育】

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点で、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

【特別支援教育コーディネーター】

障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を充実するため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うため学校に配置される調整役。

な　行

【日常生活自立支援事業】

判断能力の不十分な高齢者や障害のある人が、自立した日常生活が過ごせるように、適切な福祉サービスの利用をはじめ、日常生活上の権利や利益を守ることを目的とした事業。

【日常生活用具】

身体障害のある人が日常生活を送る際に、障害による負担を軽減するために使う用具。

は　行

【発達障害】

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、広汎性発達障害（自閉症やアスペルガー症候群）、学習障害、注意欠陥多動性障害など代表的なものである。

自閉症	他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を持つ。
アスペルガー症候群	知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。
学習障害（ＬＤ）	全体的な知的発達の遅れはなく、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」など特定能力に困難がある障害。
注意欠陥多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）	多動性や衝動性、不注意などを特徴とする障害。勉強や仕事などに細かい注意を払うことができずに誤りを起こす、よく物をなくす、話しかけられても聞いていない、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴を持つ。

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去だけでなく、障害のある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【福祉避難所】

障害のある人や要介護高齢者、妊産婦、乳幼児等、特別な配慮を必要とする人（要配慮者）への配慮・対応がなされた避難所。

【ふじの国型福祉サービス】

高齢者、障害のある人、子どもなど、年齢や障害の有無に関わらず、身近な地域でサービスを受けられることを目的として静岡県が推進しているサービス体系。介護保険制度の定着に伴い、基盤整備が進んでいる高齢者介護サービスを活用し、通所介護事業所などで障害のある人や子どもの受け入れを行う「共生型福祉施設」などがあげられる。

【法定雇用率】

常用労働者数 45.5 人以上規模の民間企業などに対して、その雇用している労働者に占める身体障害のある人、知的障害のある人の割合が一定以上であるよう法律で定めた値。民間企業では 2.2%、官公庁では 2.5%を超えるよう定められている。

【ボランティアコーディネーター】

ボランティア活動を行いたいという人などとボランティア活動の支援を必要とする人などの間に立ち、それぞれのニーズが合致するための支援などを行う役割を果たす専門スタッフ。

ま　行

【見守り員】

焼津市社会福祉協議会が地域住民との協働で進める見守り活動「だれもが安心して暮らせるふれあいネット」に協力する地域住民。

【民生委員・児童委員】

民生委員とは、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。「児童委員」を兼ねている。

また、児童委員とは、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人のことであり、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や　行

【ユニバーサルデザイン】

年齢や障害の有無に関わらず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすい」デザインとすること。

【要配慮者】

災害の際に家族以外の人の手助けがないと避難できない在宅生活をしている障害のある人や高齢者、要介護者などの人。

【要約筆記（者）】

聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝えるもの、またはそれを行う人。

ら　行

【リハビリテーション】

障害のある人に対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる総合的な治療訓練。

【臨床心理士】

臨床心理学に基づく知識や技術により、心理的課題を抱える人に専門的な立場から援助する人のこと。

第４次焼津市障害者計画

～全ての人が　共に理解し
支え合い　自分らしく暮らせるまち～

発行年月日	平成 30 年３月
発　　行	焼津市
編　　集	焼津市 健康福祉部 地域福祉課
	〒425－8502
	焼津市本町５丁目６番１号
	市役所アトレ庁舎１階
	TEL：(054) 626-1127（直通）
	FAX：(054) 626-2189